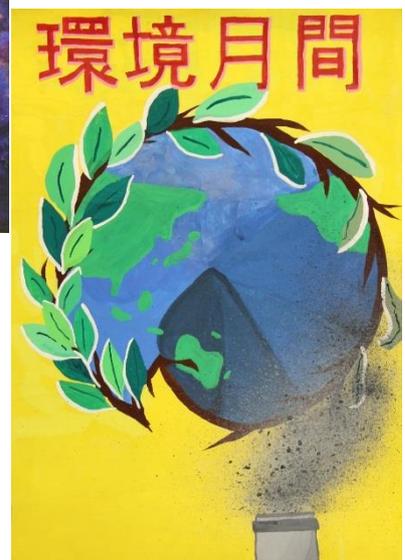
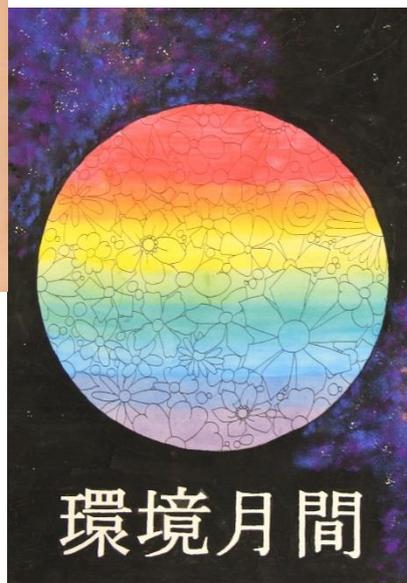


平成29年度版（平成28年度）

環境の状況に関する報告書



愛知県碧南市



碧南市民憲章

衣浦港を門戸として、広く世界に目を開き、あたたかく明るい郷土「碧南」をつくるため、わたくしたちは自治の約束として、この憲章を掲げます。

1. 安心して住める町に

いのちを大切にし、すこやかな毎日をおくります。

1. 活気ある町に

元気で働き、豊かな家庭を築きます。

1. あたたかい心の町に

話し合いの輪をひろげ、なごやかな社会をつくります。

1. きれいな水と青い空の町に

自然をだいじにし、美しい郷土をつくります。

1. 清新な文化の町に

若い力を育て、文化と教養のまちをつくります。

はじめに

本市では、地球環境の保全施策を包括的に推進することを目的とした碧南市環境基本条例を制定し、これを具現化するため碧南市環境基本計画を策定しました。碧南市環境基本計画は、平成26年度より第2次計画がスタートしました。改定委員会による見直しにより、新たなプロジェクトも掲げられ、「やろまい つくろまい 環境のまち 碧南」の実現に向けて、将来につながる環境施策を市民の方々や事業者の方々とともに幅広く展開しています。



その施策としまして、市内の大気、水質、騒音、振動などの調査を行っています。また、臨海部進出企業に対しましては、公害防止に関する協定を締結し公害発生の未然防止や周辺環境の保全に関して適切な指導を行っています。

愛知県下唯一の天然湖沼であり、県営公園化が進む油ヶ淵につきましては、「きれいな水とごみのない油ヶ淵」をよみがえらせるため、碧南市生活排水対策推進計画を推進するとともに、愛知県、安城市、西尾市及び高浜市との連携により広域的な水質保全事業を実施しています。また、市民も油ヶ淵をよみがえらせようと清掃活動などを積極的に行っています。その結果、徐々にではありますが水質の改善傾向が見られます。

近年では、大気汚染や水質汚濁などの環境汚染に留まらず、地球温暖化を始めとする地球規模での環境問題が顕著化しており、日ごとに複雑さと深刻さを増しています。この問題を解決するために、市民や事業者、そして行政の三者が一体となって、環境に配慮した持続可能な社会の構築を目指した施策を推し進めていかなければなりません。そこで、平成29年3月に碧南市地球温暖化対策実行計画（区域施策）を改定し、様々な取り組みを実施しているところであります。

この冊子は、平成28年度における本市の環境の状況と諸施策を取りまとめたものです。これにより碧南市の環境の状況を把握していただきますとともに、みなさまの環境保全の取り組みへの参考となれば幸いに存じます。

平成29年10月

碧南市長

補宜田政信

第1	市の概要	1
第2	環境の状況	
1	環境の概要	4
2	大気	4
3	水質	15
4	騒音・振動	21
5	悪臭	26
6	土壌	28
第3	公害苦情	
1	公害苦情の状況	32
2	公害苦情の受付状況	32
第4	環境基本計画	
1	自然環境の保全	34
2	まちづくり	37
3	ひとづくり	38
4	循環	41
第5	生活排水対策推進計画	
1	生活排水対策推進計画の目標	43
2	生活排水対策推進計画の進捗状況	43
第6	地球温暖化対策実行計画（区域施策）	
1	温室効果ガス排出量の削減目標	44
2	温室効果ガス排出量の現況と推移	44
3	地球温暖化防止に向けた主な取組み	45
4	碧南市スマートハウス設備設置費補助事業	46
第7	公害防止に関する協定	
1	業種別・臨海号地別公害防止協定締結状況	47
第8	碧南市環境審議会	
1	設置目的等	48
2	平成28年度の会議開催状況	48
3	碧南市環境審議会委員	48
第9	資料	
1	環境基準	49
2	用語解説	54

※表紙 環境月間ポスター 平成28年度入賞作品（市内中学生）

第1 市の概要

1 市の概要

碧南市は、県庁所在地の名古屋市から40km圏内に位置しています。北は油ヶ淵、東は矢作川、西・南は衣浦港と、周囲を水に囲まれ、碧海台地と矢作川沖積地からなっており、地形的には標高約10mの平坦地です。

碧南市は昭和23年、新川町、大浜町、棚尾町、旭村の4か町村が合併し、愛知県で10番目の市として誕生、昭和30年には明治村大字西端を合併しています。昭和32年に衣浦港が重要港湾の指定を受けてから、臨海工業地域としてめざましい発展を遂げました。平成22年8月には全国重要港湾の内でも、集中的に施設整備を行う重点港湾にも選定されました。

窯業、鋳造、醸造などの伝統産業と近代的な輸送用機器関連産業などがバランスよく存在しているだけでなく、商業、工業、農業、漁業が調和のとれた産業構造となっています。

本市の将来像として「ひとのわで 楽しさつくる みなとまち へきなん」を平成22年3月策定の第5次碧南市総合計画の基本構想に掲げ、市民の皆様が「住んでよかった」「ずっと住み続けたい」と思っただけのようなまちづくりを積極的に推進しています。

市制施行 昭和23年4月5日
市の位置 碧南市松本町28番地
北緯34度53分05秒
東経136度59分37秒
海拔 6.9m

市の面積 35.86km² (平成28年3月31日現在)
市の人口 71,789人 (平成28年3月31日現在)
市の世帯数 27,173世帯 (平成28年3月31日現在)
市の木 カシ (昭和47年10月20日制定)
市の花 ハナショウブ (昭和47年10月20日制定)



2 市の産業構造（産業別事業所数）

業 種	事業所数（所）
農林漁業	7
鉱 業	2
建設業	3 3 1
製造業	6 7 4
電気ガス熱供給水道業	1 1
情報通信業	6
運輸業、郵便業	7 4
卸売業、小売業	7 6 3
金融業、保険業	4 9
不動産、物品賃貸業	1 3 3
学術研究、専門・技術サービス業	1 0 2
宿泊業、飲食サービス業	2 9 4
生活関連サービス業、娯楽業	2 3 6
教育、学習支援業	1 3 2
医療、福祉	2 1 6
複合サービス事業	1 3
サービス業<他に分類されないもの>	1 9 8
公務	1 0
事業内容等不詳	2 6
総事業所数	3, 2 7 7

資料：平成 26 年経済センサス-基礎調査（平成 26 年 7 月 1 日現在）

3 土地の利用状況

区 分		平成25年3月15日 碧南市告示第7号	
		面積 (h a)	構成比 (%)
市 街 化 区 域		2, 1 1 7	1 0 0. 0
市 街 化 区 域 の 内 訳	第一種低層住居専用地域	7 5	3. 5
	第一種中高層住居専用地域	2 5 6	1 2. 1
	第二種中高層住居専用地域	2 9	1. 4
	第一種住居地域	4 9 9	2 3. 6
	第二種住居地域	1 9	0. 9
	準住居地域	3 3	1. 6
	近隣商業地域	1 1 1	5. 2
	商業地域	1 8	0. 9
	準工業地域	3 9 0	1 8. 4
	工業地域	2 5	1. 2
	工業専用地域	6 6 2	3 1. 2
市街化調整地域		1, 4 6 9	—
都市計画区域面積		3, 5 8 6	—

資料 : 都市計画課



第2 環境の状況

1 環境の概要

昭和30年代後半に始まる経済の高度成長期において、大気汚染・水質汚濁を始めとする環境の悪化が著しく進行しました。住民の健康を保護し、良好で快適な生活環境を保全するために、国をあげて公害防止・環境保全対策を推進してきた結果、近年では全般的に改善されてきています。しかし、産業構造の変化、消費の多様化等に伴い、地球温暖化を始めとする地球的規模の環境問題についても、身近な問題となっています。

市内における大気、水質、騒音等の調査結果では、油ヶ淵のCODを除き、すべての調査地点で環境基準を下回り横ばい傾向です。

2 大 気

(1) 環境の状況

市内の大気状況を把握するために大気汚染測定所を設置し、窒素酸化物などの大気汚染物質の連続測定を行なっています。

さらに、毎月の降下ばいじん調査、年4回のダイオキシン類調査など行っています。



測定地点	調査機関	二酸化硫黄	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	降下ばいじん	光化学オキシダント	ダイオキシン類	風向・風速
西端大気汚染測定所	碧南市		○	○	○			○
新川町大気汚染測定所		○	○	○	○			○
碧南市保健センター屋上							○	
碧南市文化会館測定所 (自動車排出ガス測定局)	愛知県		○	○		○		
大浜小学校屋上					○			
碧南市川口町測定所			○	○		○		

ア 硫黄酸化物 (SO_x)

硫黄酸化物は、主として石油・石炭等の化石燃料に含まれる硫黄分の燃焼により発生するものです。硫黄酸化物が高濃度の場合には、人の呼吸器系器官へ悪影響を与えたり、酸性雨の原因となったりします。昭和30年代後半から始まった高度成長期に汚染が進みましたが、大気汚染防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例の規制強化によって排出量が大幅に抑制され、現在では硫黄酸化物濃度がかなり低くなっています。



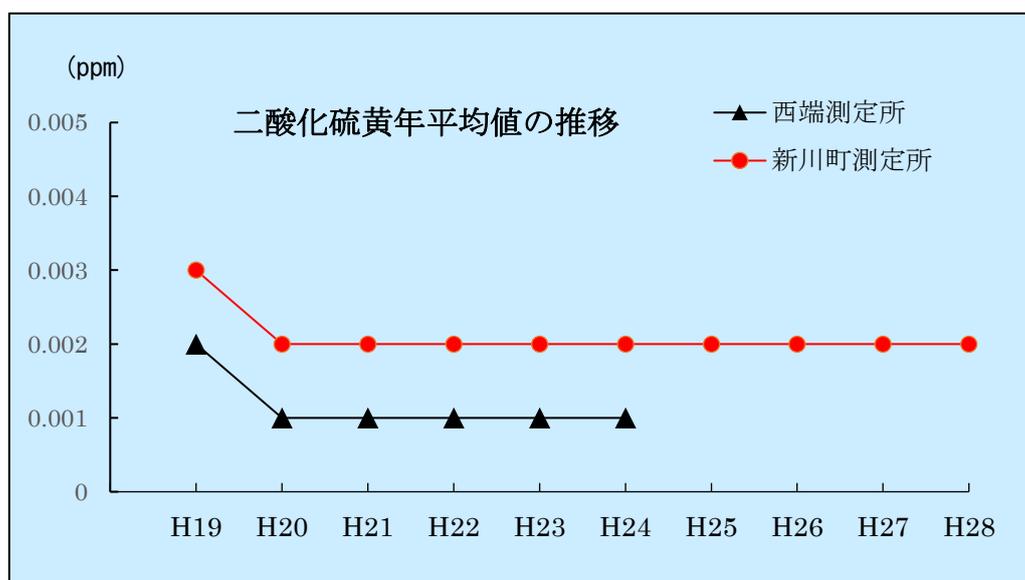
本市では、硫黄酸化物の一種である二酸化硫黄を、昭和46年度から自動測定機を用いて測定しています。近年の測定では、ほぼ横ばいで推移し、環境基準を満たしています。測定地点の見直しにより平成25年度に1地点の測定を廃止しました。

環境基準は「1日平均値が0.04ppm以下で、かつ1時間値が0.1ppm以下であること」とされています。平成28年度はすべての測定局で環境基準を満たしています。

○二酸化硫黄年平均値の推移

(単位：ppm)

測定地点等	調査機関	年度(平成)				
		H24	H25	H26	H27	H28
西端大気汚染測定所	碧南市	0.001	—	—	—	—
新川町大気汚染測定所		0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
全 県 平 均		0.001	0.001	0.001	0.001	0.001



イ 窒素酸化物（NO_x）

窒素酸化物は、燃料や空気に含まれる窒素が燃焼することで発生します。その発生源は、多種多様であり工場・自動車・家庭生活等あり、発生機構も複雑で対策を困難なものにしています。窒素酸化物が高濃度の場合には、人の呼吸器系統へ悪影響を及ぼしたり、酸性雨の原因となったり、光化学オキシダントの大気汚染にも大きく関与しています。

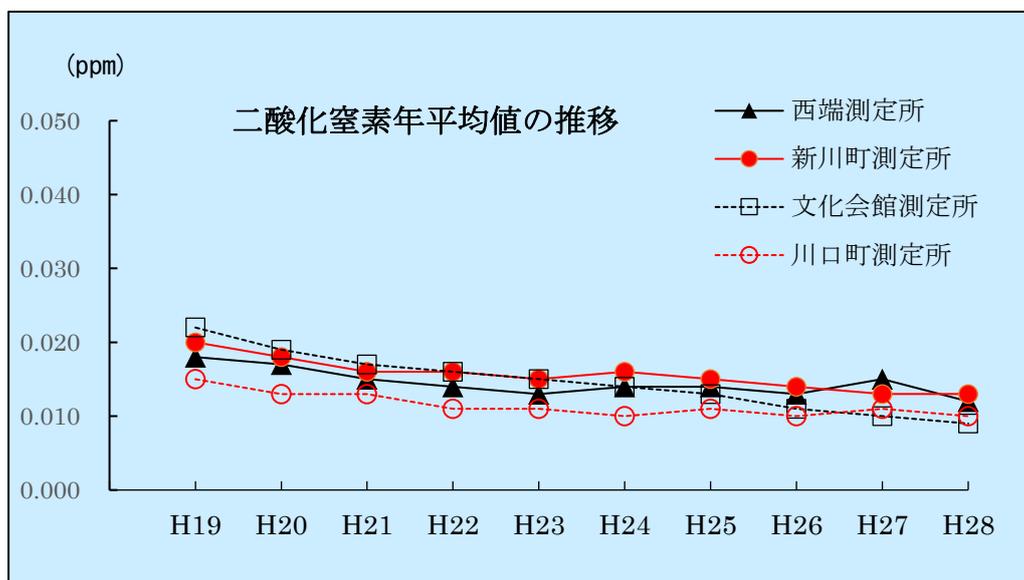
窒素酸化物の低減対策は、大気汚染防止法による排出規制、自動車排ガス規制の強化等によって実施されています。

本市では、昭和53年度から自動測定機を用いて測定しており、ほぼ横ばい状態で推移しています。窒素酸化物の一種である二酸化窒素の環境基準は「1日平均値が0.06ppm以下であること」とされています。平成28年度はすべての測定局で環境基準を満たしています。

○二酸化窒素年平均値の推移

(単位:ppm)

測定地点等	調査機関	年度（平成）				
		H24	H25	H26	H27	H28
西端大気汚染測定所	碧南市	0.014	0.014	0.013	0.013	0.012
新川町大気汚染測定所		0.016	0.015	0.014	0.015	0.013
碧南市文化会館測定所	愛知県	0.014	0.013	0.011	0.010	0.009
碧南市川口町測定所		0.010	0.011	0.010	0.011	0.010
全 県 平 均		0.013	0.013	0.012	0.012	0.011



ウ 浮遊粒子状物質（SPM）

浮遊粒子状物質は、粒径10ミクロン（1ミクロンは1mmの1/1,000）以下のものをいいます。土砂の巻き上がり等自然的に発生するもの、工場・事業場で使用する石炭・石油系燃料や廃棄物の燃焼等によるものや、自動車から排出されるものなどがあり対策を困難にしています。浮遊粒子状物質が高濃度の場合には、視界が悪

くなるといったことだけでなく、呼吸器に悪影響を与えます。

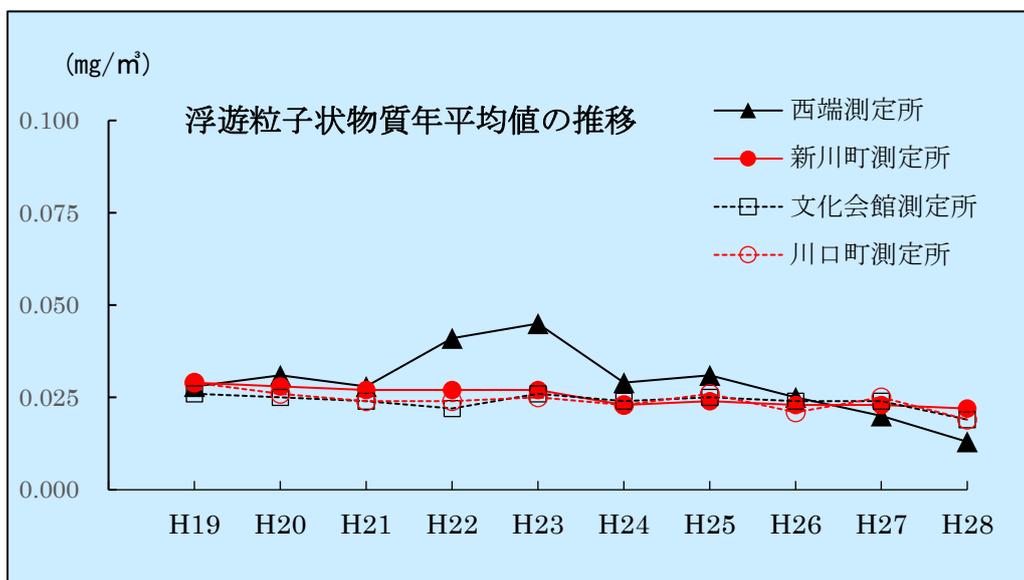
浮遊粒子状物質の低減対策は、大気汚染防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例で、ばい煙発生施設、粉じん発生施設を対象とした排出規制の強化及び自動車排ガス規制等によって実施されています。

本市では、昭和52年度から自動測定機を用いて測定しています。測定開始時より環境基準を満たさない状態が続いていましたが、両測定局ともに平成11年度以降は基準を満たしています。なお、平成22・23年度は西端大気汚染測定所において機器不良があり測定値が上昇しています。

環境基準は「1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m³以下であること」とされています。平成28年度は、環境基準を満たしています。

○浮遊粒子状物質年平均値の推移 (単位：mg/m³)

測定地点等	調査機関	年度(平成)				
		H24	H25	H26	H27	H28
西端大気汚染測定所	碧南市	0.029	0.031	0.025	0.020	0.013
新川町大気汚染測定所		0.023	0.024	0.023	0.023	0.022
碧南市文化会館測定所	愛知県	0.024	0.025	0.024	0.024	0.019
碧南市川口町測定所		0.023	0.026	0.021	0.025	0.019
全 県 平 均		0.021	0.022	0.022	0.021	0.018



エ 降下ばいじん

降下ばいじんは、大気中に排出されたばいじん（燃焼に伴い発生するすすや固体粒子）や風により地表から舞い上がった粉じん（物の破壊、選別等の機械的処理、または鉱石や土砂の推積に伴い発生・飛散する物質）などのうち、比較的粒径が大きく重いために大気中で浮かんでいられずに落下（降下）するもの、ある



いは雨や雪などに取り込まれて降下するものです。

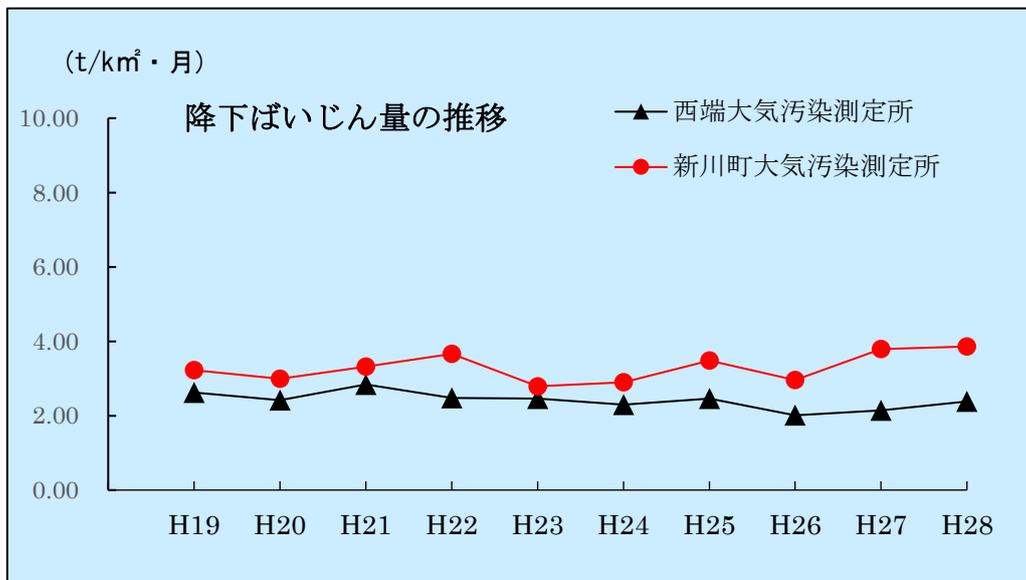
大気汚染防止法は、物の燃焼等からのばいじん、堆積物質等からの粉じん等の固定発生源、自動車から排出されるディーゼル黒煙等の移動発生源について規制しています。

本市では、昭和46年度から測定しており、近年は横ばい傾向です。なお、降下ばいじんの環境基準はありません。

○降下ばいじん年平均値の推移

(単位:t/km²)

測定地点等	調査機関	年度(平成)				
		H24	H25	H26	H27	H28
西端大気汚染測定所	碧南市	2.46	2.27	2.01	2.14	2.38
新川町大気汚染測定所		3.48	3.30	2.96	3.79	3.86
大浜小学校屋上	愛知県	2.85	2.73	2.53	2.42	2.49
全 県 平 均		2.53	2.55	2.33	2.08	2.23



オ 光化学オキシダント (Ox)

光化学オキシダントは、自動車からの排出ガスや工場のばい煙に含まれる窒素酸化物や揮発性有機化合物 (VOC) が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こすと発生し、高濃度になると白くモヤがかかった光化学スモッグと呼ばれる状態になることがあります。

光化学スモッグは、4月から10月にかけて、気温が高くなり、風が弱くて、日差しの強い日に発生しやすくなり、「目がチカチカする」、「涙が出る」、「のどが痛い」、「息苦しくなる」といった症状が出る可能性があります。

本市では、西三河区域で光化学スモッグ予報・注意報・警報・重大警報が発令された場合、ただちに「へきなん防災メール」で皆さまに注意喚起をしています。発令時は屋外での運動は避け、なるべく外出しないようにして下さい。

なお、愛知県内においてこれまで警報・重大警報が発令されたことはありません。

(単位：件)

項 目	年度（平成）				
	H24	H25	H26	H27	H28
光化学スモッグ予報・注意報の発令件数	3	0	0	2	1

カ 大気中ダイオキシン類

ダイオキシン類は、物の燃焼等の過程で非意図的に生成され、その毒性は、一般毒性・発がん性・生殖毒性・免疫毒性など多岐にわたっています。

本市では、平成10年度から大気中のダイオキシン類の調査を行っています。環境基準は「年平均値が0.6pg-TEQ/m³以下であること」とされています。平成28年度は、環境基準を満たしています。



大気中ダイオキシン類年平均値の推移

(単位：pg-TEQ/m³)

測定地点	調査機関	年度（平成）				
		H24	H25	H26	H27	H28
碧南市保健センター屋上	碧南市	0.036	0.052	0.032	0.033	0.025

キ 風向・風速測定

風向・風速測定は、大気汚染監視の一環として新川町・西端の両測定所に風向・風速計を設置し測定しています。これは気象の条件によって起こる汚染物質の拡散と運搬を考慮し、大気汚染のメカニズムをより深く理解することを目的としています。



(2) 調査結果（市測定結果のみ）

ア 二酸化硫黄（SO₂）

測定地点	有効測定日数	測定時間	平均値	1時間値が0.10ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の最高値	日平均の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数	
				(時間)	(%)	(時間)	(%)						(ppm)
新川町 大気 汚染 測定 所	4月	30	712	0.002	0	0.0	0	0.0	0.007	0.003	—	—	—
	5月	31	734	0.002	0	0.0	0	0.0	0.009	0.003	—	—	—
	6月	30	712	0.001	0	0.0	0	0.0	0.006	0.003	—	—	—
	7月	30	725	0.002	0	0.0	0	0.0	0.008	0.003	—	—	—
	8月	31	734	0.001	0	0.0	0	0.0	0.006	0.002	—	—	—
	9月	30	711	0.001	0	0.0	0	0.0	0.005	0.002	—	—	—
	10月	31	736	0.002	0	0.0	0	0.0	0.011	0.003	—	—	—
	11月	30	710	0.002	0	0.0	0	0.0	0.015	0.004	—	—	—
	12月	30	726	0.001	0	0.0	0	0.0	0.008	0.002	—	—	—
	1月	31	736	0.002	0	0.0	0	0.0	0.014	0.004	—	—	—
	2月	28	662	0.002	0	0.0	0	0.0	0.011	0.003	—	—	—
	3月	28	678	0.002	0	0.0	0	0.0	0.009	0.004	—	—	—
年間	360	8576	0.002	0	0.0	0	0.0	0.015	0.004	0.003	○	0	

イ 二酸化窒素 (NO₂)

測定地点	有効測定日数	測定時間	平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値	1時間値が0.20ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.10ppm以上0.20ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)	
西端 大気汚染測定所	4月	30	711	0.011	0.042	0.019	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	—	—
	5月	31	734	0.008	0.035	0.016	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	—	—
	6月	28	698	0.008	0.034	0.017	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	—	—
	7月	30	720	0.009	0.034	0.018	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	—	—
	8月	29	697	0.007	0.023	0.013	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	—	—
	9月	27	659	0.009	0.029	0.018	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	—	—
	10月	31	736	0.013	0.039	0.028	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	—	—
	11月	30	702	0.016	0.043	0.027	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	—	—
	12月	30	726	0.017	0.044	0.033	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	—	—
	1月	31	736	0.014	0.048	0.031	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	—	—
	2月	28	662	0.014	0.050	0.035	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	—	—
	3月	31	736	0.013	0.043	0.025	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	—	—
	年間	356	8517	0.012	0.050	0.035	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.027	0
新川町 大気汚染測定所	4月	30	712	0.013	0.047	0.021	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	—	—
	5月	31	734	0.009	0.036	0.017	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	—	—
	6月	30	712	0.009	0.035	0.020	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	—	—
	7月	29	724	0.009	0.065	0.019	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	—	—
	8月	31	734	0.007	0.024	0.013	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	—	—
	9月	30	710	0.010	0.031	0.019	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	—	—
	10月	31	736	0.015	0.042	0.030	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	—	—
	11月	30	710	0.019	0.050	0.031	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	—	—
	12月	30	726	0.020	0.051	0.036	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	—	—
	1月	31	736	0.017	0.052	0.035	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	—	—
	2月	28	662	0.017	0.057	0.041	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	3.6	—	—
	3月	28	678	0.015	0.044	0.029	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	—	—
	年間	359	8574	0.013	0.065	0.041	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.031	0

ウ 浮遊粒子状物質 (SPM)

測定地点	有効測定日数	測定時間	平均値	1時間値が 0.20 mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.10 mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の最高値	日平均の2%除外値	日平均値が 0.10 mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が 0.10 mg/m ³ を超えた日数	
	(日)	(時間)	(mg/m ³)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	有×・無○	(日)	
西端大気汚染測定所	4月	30	717	0.021	0	0.0	0	0.0	0.085	0.042	—	—	—
	5月	31	741	0.026	0	0.0	0	0.0	0.107	0.052	—	—	—
	6月	28	698	0.022	0	0.0	0	0.0	0.072	0.045	—	—	—
	7月	30	727	0.017	0	0.0	0	0.0	0.080	0.043	—	—	—
	8月	31	740	0.014	0	0.0	0	0.0	0.094	0.023	—	—	—
	9月	30	710	0.012	0	0.0	0	0.0	0.095	0.024	—	—	—
	10月	31	741	0.010	0	0.0	0	0.0	0.031	0.019	—	—	—
	11月	30	718	0.009	0	0.0	0	0.0	0.031	0.017	—	—	—
	12月	30	733	0.007	0	0.0	0	0.0	0.061	0.020	—	—	—
	1月	31	741	0.005	0	0.0	0	0.0	0.033	0.011	—	—	—
	2月	28	668	0.005	0	0.0	0	0.0	0.036	0.017	—	—	—
	3月	31	740	0.008	0	0.0	0	0.0	0.053	0.021	—	—	—
年間	361	8674	0.013	0	0.0	0	0.0	0.107	0.052	0.034	○	0	
新川町大気汚染測定所	4月	30	719	0.025	0	0.0	0	0.0	0.092	0.045	—	—	—
	5月	31	743	0.028	0	0.0	0	0.0	0.082	0.056	—	—	—
	6月	30	718	0.026	0	0.0	0	0.0	0.144	0.073	—	—	—
	7月	30	737	0.028	0	0.0	0	0.0	0.155	0.059	—	—	—
	8月	31	741	0.026	0	0.0	0	0.0	0.121	0.070	—	—	—
	9月	30	717	0.021	0	0.0	0	0.0	0.124	0.033	—	—	—
	10月	31	742	0.020	0	0.0	0	0.0	0.091	0.041	—	—	—
	11月	30	719	0.021	0	0.0	0	0.0	0.069	0.042	—	—	—
	12月	30	737	0.019	0	0.0	0	0.0	0.095	0.050	—	—	—
	1月	31	743	0.016	0	0.0	0	0.0	0.201	0.031	—	—	—
	2月	28	671	0.015	0	0.0	0	0.0	0.096	0.050	—	—	—
	3月	28	682	0.019	0	0.0	0	0.0	0.067	0.044	—	—	—
年間	360	8669	0.022	0	0.0	0	0.0	0.201	0.073	0.050	○	0	

エ 降下ばいじん

測定地点	降下ばいじん総量	不溶解性成分 (a)			溶解性成分 (b)	溶解性・不溶解性成分構成比		イオン		貯水量	pH	
	(t/k m ²)	灰分 (t/k m ²)	灼熱減量 (t/k m ²)	計 (t/k m ²)	(t/k m ²)	(a) %	(b) %	SO ₄ ²⁻ (t/k m ²)	Cl ⁻ (t/k m ²)	(ml)	—	
西端 大気 汚染 測定所	4月	2.73	0.93	0.58	1.51	1.22	55.3	44.7	0.19	0.32	9,540	5.6
	5月	2.99	1.02	0.66	1.65	1.31	56.2	43.8	0.16	0.20	8,400	5.4
	6月	2.86	1.35	0.36	1.71	1.15	59.8	40.2	0.23	0.11	11,580	5.6
	7月	2.96	1.20	0.71	1.91	1.05	64.5	35.5	0.14	0.08	5,900	4.9
	8月	2.31	0.90	0.43	1.33	0.98	57.6	42.4	0.14	0.07	3,680	4.9
	9月	3.93	1.33	0.50	1.83	2.10	46.6	53.4	0.20	0.48	15,270	5.6
	10月	1.70	0.66	0.30	0.96	0.74	56.5	43.5	0.15	0.16	7,400	5.1
	11月	1.59	0.62	0.25	0.87	0.72	54.7	45.3	0.16	0.10	5,320	5.2
	12月	1.55	0.70	0.16	0.86	0.69	55.5	44.5	0.13	0.29	5,980	5.6
	1月	1.81	0.83	0.35	1.18	0.63	65.2	34.8	0.12	0.13	3,060	5.7
	2月	2.32	1.05	0.46	1.51	0.81	65.1	34.9	0.16	0.16	2,360	5.7
3月	1.75	0.84	0.26	1.10	0.65	62.9	37.1	0.12	0.07	3,640	5.8	
	平均値	2.38	0.95	0.42	1.37	1.00	57.7	42.3	0.16	0.18	6,844	5.4
新川町 大気 汚染 測定所	4月	8.51	3.29	1.58	4.87	3.64	57.2	42.8	0.20	0.40	9,400	6.3
	5月	4.99	2.72	0.74	3.46	1.53	69.3	30.7	0.18	0.27	8,100	6.4
	6月	4.67	2.10	0.47	2.57	2.10	55.0	45.0	0.26	0.18	11,680	5.7
	7月	3.93	1.89	0.48	2.37	1.56	60.3	39.7	0.18	0.15	5,640	5.4
	8月	3.88	1.83	0.54	2.37	1.51	61.1	38.9	0.15	0.12	1,740	5.7
	9月	4.90	2.14	0.49	2.63	2.27	53.7	46.3	0.25	0.61	15,570	5.5
	10月	2.34	1.12	0.30	1.42	0.92	60.7	39.3	0.15	0.19	7,220	5.3
	11月	2.19	0.99	0.38	1.37	0.82	62.6	37.4	0.18	0.11	5,360	5.5
	12月	2.56	1.12	0.26	1.38	1.18	53.9	46.1	0.15	0.33	6,080	5.6
	1月	2.23	0.97	0.64	1.61	0.62	72.2	27.8	0.12	0.13	3,340	5.9
	2月	3.17	1.82	0.40	2.22	0.95	70.0	30.0	0.17	0.14	2,400	5.8
	3月	2.94	1.73	0.31	2.04	0.90	69.4	30.6	0.15	0.09	3,620	5.9
		平均値	3.86	1.81	0.55	2.36	1.50	61.1	38.9	0.18	0.23	6,679

オ 光化学オキシダント (Ox)

(単位：件)

項目	発令基準	平成28年										平成29年			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
予報件数	0.08ppm以上	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
注意報件数	0.12ppm以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

カ ダイオキシン類

(単位：pg-TEQ/m³)

項目・時期	環境基準	年平均値	H28.5月(春季)	H28.7月(夏季)	H28.10月(秋季)	H29.1月(冬季)
ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジキシン	—	—	0.005	0.006	0.016	0.003
ポリ塩化ジベンゾフラン	—	—	0.008	0.014	0.019	0.011
コプラナPCB	—	—	0.003	0.003	0.009	0.002
ダイオキシン類	0.6	0.025	0.016	0.023	0.045	0.015

※TEQは、毒性等価換算濃度であり、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則で定める毒性等価係数により換算。

キ 風向・風速

(単位：m/s)

西端大気汚染測定所		平成28年										平成29年			主風向
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
風向	最多風向	北北西	南	南	南	南	南	北	北	北北西	北北西	北北西	北北西	北北西	
風速	時間値の最高値	11.2	9.2	16.0	7.0	7.6	11.2	8.1	10.2	9.9	9.8	10.6	10.0	—	
	日平均値の最高値	7.2	4.7	6.0	3.3	5.0	3.9	5.1	5.8	6.2	5.6	6.8	6.0	—	
新川町大気汚染測定所		平成28年										平成29年			主風向
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
風向	最多風向	北西	南東	南東	南東	南東	南東	北西	北西	北西	北西	北西	北西	北西	
風速	時間値の最高値	11.5	8.7	17.7	8.1	7.6	11.4	7.2	9.3	9.9	8.5	10.5	8.1	—	
	日平均値の最高値	6.5	5.5	5.5	3.5	4.7	4.1	4.8	5.6	5.5	5.0	6.0	5.3	—	

3 水 質

(1) 水質の状況

公共用水域の水質の環境基準は、人の健康に被害を生じるおそれのあるカドミウム等の汚染物質を健康項目、生物の生活環境へ影響を与えるBOD等の指標を生活項目と分類しています。健康項目の調査結果が良好であるのに対し、生活項目では環境基準を超える数値が測定されています。衣浦港及び油ヶ淵は、水の入れかわりが少なく滞留しやすい閉鎖性水域であり、窒素・リン等の栄養塩類による汚濁負荷量の増加に伴い、富栄養化状態が進行し、水質が悪化しやすい特質を持っていることが原因と思われます。



ア 健康項目

健康項目である9項目（シアン、六価クロム、鉛、カドミウム、ひ素、総水銀、アルキル水銀、PCB、陰イオン界面活性剤）について、9調査地点で年2回調査した結果、すべての地点で環境基準を満たしていました。

イ 生活項目

(ア) 河 川

市内の河川は、矢作川水域（矢作川・鹿乗川）と境川水域（長田川・新川・高浜川・朝鮮川）に大別されます。

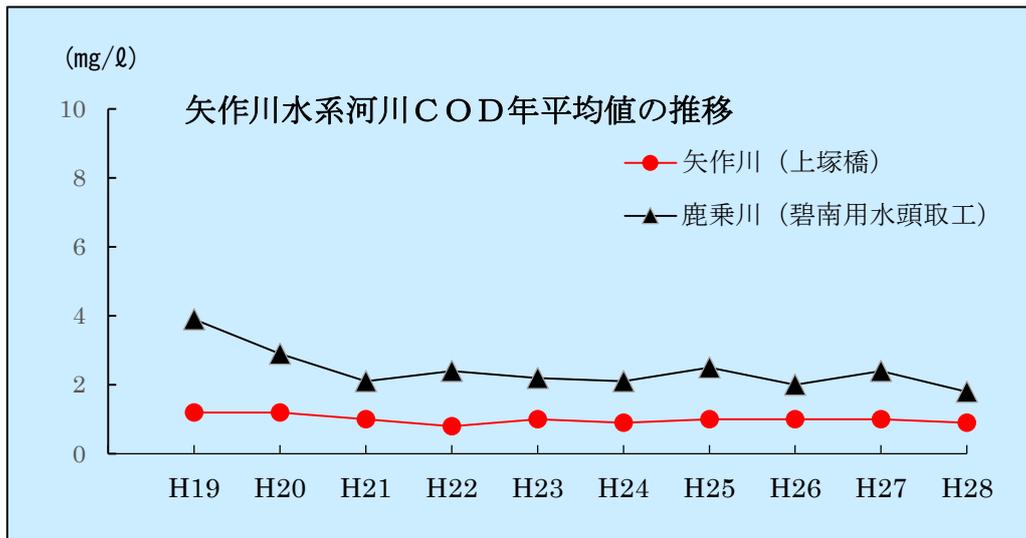
BODを代表的指標とし、75%水質値をもって汚濁状況を判断します。環境基準は、矢作川が3 mg/l以下、鹿乗川、長田川、新川及び高浜川が5 mg/l以下とされています。平成28年度は、すべての地点で環境基準を満たしていました。



矢作川水系河川BOD年平均値の推移

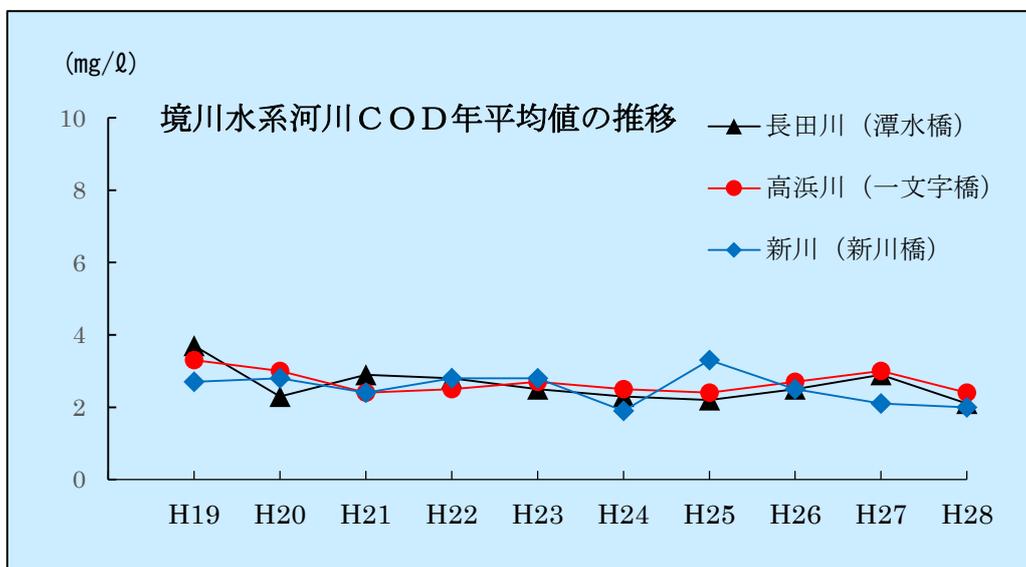
(単位：mg/l)

測定地点	年度（平成）				
	H25	H25	H26	H27	H28
矢作川（上塚橋）	0.9	1.0	1.0	1.0	0.9
鹿乗川（鹿乗川頭首工）	2.1	2.5	2.0	2.4	1.8



○境川水系河川BOD年平均値の推移 (単位:mg/l)

測定地点	年度 (平成)				
	H24	H25	H26	H27	H28
長田川 (潭水橋)	2.3	2.2	2.5	2.9	2.1
高浜川 (一文字橋)	2.5	2.4	2.7	3.0	2.4
新 川 (新川橋)	1.9	3.3	2.5	2.1	2.0



(イ) 湖沼

湖沼は、CODを代表的指標とし、75%水質値をもって汚濁状況を判断します。

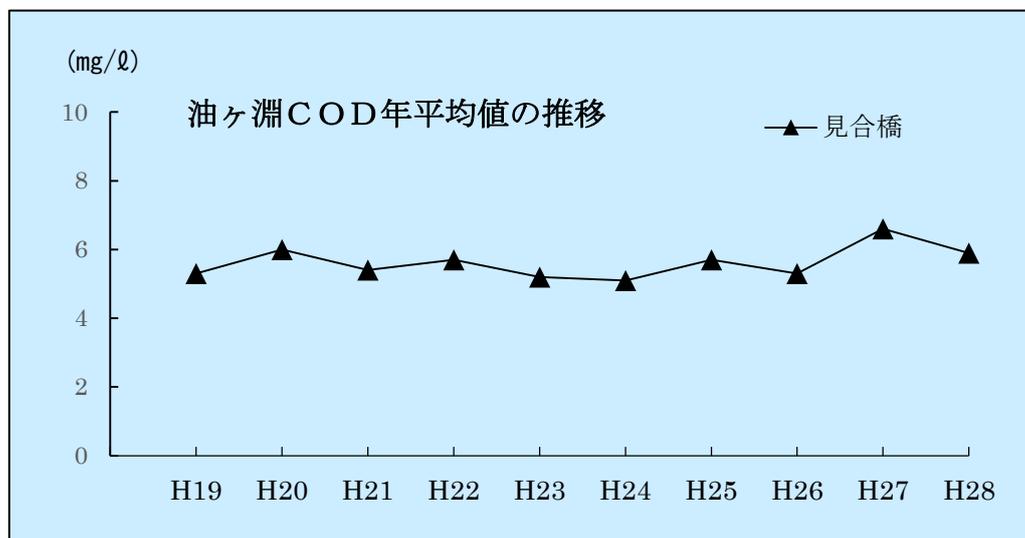
油ヶ淵では見合橋で測定しています。環境基準は5mg/l以下とされています。平成28年度は基準を満たしていませんでした。



○油ヶ淵COD年平均値の推移

(単位：mg/l)

測定地点	年度 (平成)				
	H24	H25	H26	H27	H28
油ヶ淵 (見合橋)	5.1	5.7	5.3	6.6	5.9



(ウ) 海域

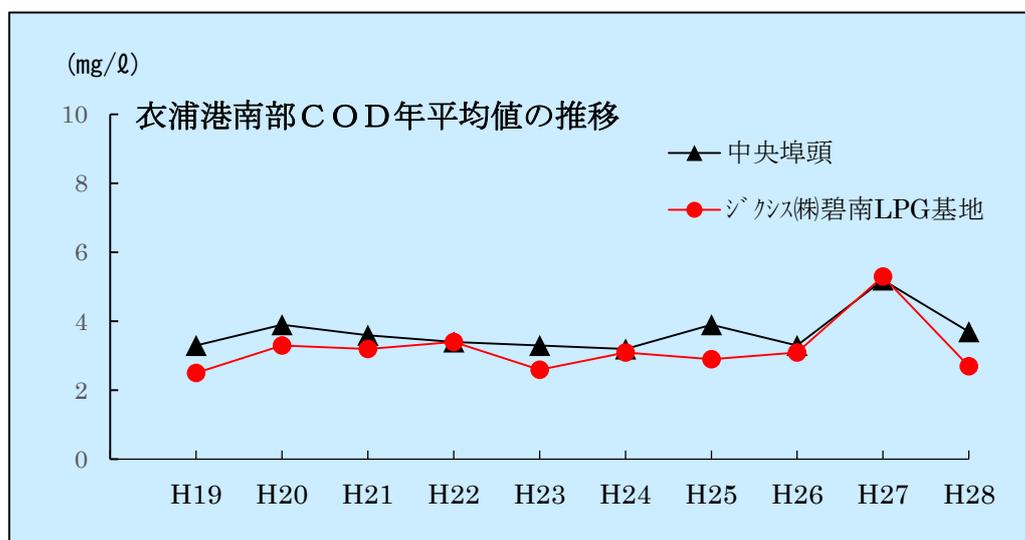
海域は、湖沼同様CODを代表的指標とし、75%水質値をもって汚濁状況を判断します。

衣浦港内では2地点で測定を実施しています。環境基準は8 mg/l以下とされています。平成28年度は環境基準を満たしていました。

○衣浦港南部COD年平均値の推移

(単位：mg/l)

測定地点	年度 (平成)				
	H24	H25	H26	H27	H28
中央埠頭	3.2	3.9	3.3	5.2	3.7
ジックス(株)碧南LPG基地	3.1	2.9	3.1	5.3	2.7



(2) 調査結果

ア 河川等生活項目調査結果一覧

その1

該当類型	河川名等	調査地点	P H				BOD(mg/l)				COD(mg/l)				S S(mg/l)				D O(mg/l)			
			m /n	不適 合率 (%)	最小値～最大値 (平均値)	75% 値	m /n	不適 合率 (%)	最小値～最大値 (平均値)	75% 値	m /n	不適 合率 (%)	最小値～最大値 (平均値)	75% 値	m /n	不適 合率 (%)	最小値～最大値 (平均値)	75% 値	m /n	不適 合率 (%)	最小値～最大値 (平均値)	75% 値
河川B	矢作川	上塚橋	0 /12	0.0	7.5～8.0 (7.6)	0 /12	0.0	0.5未満～1.4 (0.9)	1.0			1.9～4.6 (2.7)	3.1	0 /12	0.0	1～23 (8)	11	0 /12	0.0	7.3～14 (10)		
河川C	長田川	潭水橋	0 /12	0.0	7.2～7.8 (7.5)	0 /12	0.0	0.8～4.8 (2.1)	2.7			2.5～7.7 (5.0)	5.5	0 /12	0.0	2～24 (9)	10	0 /12	0.0	6.6～10 (8.4)		
"	高浜川	一文字橋	1 /12	8.3	7.3～8.6 (7.4)	0 /12	0.0	1.0～4.2 (2.4)	3.0			4.5～7.5 (5.6)	6.4	0 /12	0.0	2～29 (12)	17	0 /12	0.0	7.0～13 (10)		
"	新川	新川橋	0 /12	0.0	6.8～8.0 (7.6)	0 /12	0.0	1.1～3.2 (2.0)	2.2			2.5～5.8 (4.7)	5.4	0 /12	0.0	1～18 (7)	8	0 /12	0.0	5.4～12 (9.0)		
"	鹿乗川	碧南用水 頭首工	0 /12	0.0	7.2～7.8 (7.4)	0 /12	0.0	0.9～3.7 (1.8)	1.9			2.9～5.6 (4.2)	4.7	0 /12	0.0	2～35 (9)	6	0 /12	0.0	6.4～12 (8.4)		
" (目標)	堀川	源氏水門	0 /12	0.0	7.0～7.9 (7.6)	0 /12	0.0	0.8～3.9 (2.2)	2.8			2.8～9.7 (5.9)	7.5	0 /12	0.0	2～15 (5)	6	4 /12	33.3	3.8～11 (6.9)		
湖沼B	油ヶ淵	見合橋	0 /12	0.0	7.1～8.5 (7.9)			1.5～4.6 (3.0)	3.8	9 /12	75	4.6～7.1 (5.9)	6.4	5 /12	41.7	6～33 (15)	17	0 /12	0.0	8.5～14 (11)		
海域C	衣浦湾	中央埠頭	2 /12	16.7	7.6～8.6 (8.2)					0 /12	0.0	2.1～6.5 (3.7)	4.4			1～11 (5)	6	0 /12	0.0	6.8～14 (10)		
"	"	昭和 シェル石油	1 /12	8.3	7.6～8.4 (8.1)					0 /12	0.0	1.1～4.3 (2.7)	3.1			1～8 (4)	5	0 /12	0.0	5.8～11 (8.5)		
環境基準			河川B	6.5～8.5	河川B	3 mg/l以下	湖沼B	5 mg/l以下	河川B	25 mg/l以下	河川B	5 mg/l以下	湖沼B	15 mg/l以下	河川B	5 mg/l以上						
			河川C	"	河川C	5 mg/l以下	海域C	8 mg/l以下	河川C	50 mg/l以下	河川C	"	海域C	基準なし	河川C	"						
			湖沼B	"	湖沼B	基準なし	河川	基準なし	湖沼B	15 mg/l以下	湖沼B	"	湖沼B	"	湖沼B	"						
			海域C	7.0～8.3	海域C	基準なし			海域C	基準なし	海域C	2 mg/l以上	海域C	基準なし	海域C	2 mg/l以上						

注 「m/n」とは、「環境基準に合致しない検体数/調査実施検体数」である。

「75%値」とは、小さいものから順に並べたときの0.75×Y番目のデータ値をいう。Y: データ数

該当類型	河川名等	調査地点	大腸菌群数(MPN/100ml)			全リン (mg/l)			全窒素 (mg/l)		
			最小値～最大値	75%値	平均値	最小値～最大値	75%値	平均値	最小値～最大値	75%値	平均値
河川B	矢作川	上塚橋	45～5,400	4,900	2,276	0.01～0.19	0.14	0.10	0.8～2.2	1.5	1.3
河川C	長田川	潭水橋	330～160,000	13,000	20,869	0.17～1.5	0.93	0.68	1.9～4.4	3.6	3.2
〃	高浜川	一文字橋	170～35,000	4,900	6,344	0.09～0.48	0.33	0.25	1.6～3.3	2.9	2.6
〃	新川	新川橋	45～9,400	7,000	3,717	0.07～0.45	0.30	0.26	1.1～3.9	3.4	2.7
〃	鹿乗川	碧南用水頭首工	700～92,000	24,000	19,058	0.08～0.38	0.29	0.22	1.4～2.9	2.4	2.2
(目標)	堀川	源氏水門	45～35,000	3,500	5,318	0.05～0.52	0.41	0.29	1.3～11	7.4	5.0
湖沼B(V)	油ヶ淵	見合橋	6.8～16,000	2,400	3,566	0.14～0.49	0.39	0.31	2.0～5.7	3.0	2.9
海域C(IV)	衣浦湾	中央埠頭	4.0～3,500	1,700	937	0.04～0.27	0.12	0.11	0.7～3.0	1.8	1.5
〃	〃	昭和 シェル石油	4.5～330	46	92	0.02～0.19	0.13	0.09	0.5～1.8	1.4	1.1
環境基準			矢作川 5,000MPN/100ml以下			湖沼V 0.1mg/l以下 海域IV 0.09mg/l以下 河川 基準なし			湖沼V 1mg/l以下 海域IV 1mg/l以下 河川 基準なし		

イ 河川等健康項目及びその他調査結

該当類型	河川名等	調査地点	シアン (mg/l)		六価クロム (mg/l)		鉛 (mg/l)		カドミウム (mg/l)		ひ素 (mg/l)		全水銀 (mg/l)		アルキル水銀 (mg/l)		PCB (mg/l)		亜鉛 (mg/l)		陰イオン界面活性剤 (mg/l)		
			H.28年 5月	H.28年 10月	H.28年 5月	H.28年 10月	H.28年 5月	H.28年 10月	H.28年 5月	H.28年 10月	H.28年 5月	H.28年 10月	H.28年 5月	H.28年 10月	H.28年 5月	H.28年 10月	H.28年 5月	H.28年 10月	H.28年 5月	H.28年 10月	H.28年 5月	H.28年 10月	
河川B	矢作川	上塚橋	検出 されず	検出 されず	0.01 未満	0.01 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	検出 されず	検出 されず	検出 されず	検出 されず	0.005	0.009	0.01 未満	0.01 未満	
河川C	長田川	潭水橋	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	0.022	0.029	〃	〃
〃	高浜川	一文字橋	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	0.022	0.015	〃	〃
〃	新川	新川橋	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	0.009	0.023	〃	〃
〃	鹿乗川	碧南用水 頭首工	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	0.014	0.015	〃	〃
(目標)	堀川	源氏水門	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	0.041	0.047	〃	〃
湖沼B	油ヶ淵	見合橋	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	0.019	0.011	〃	〃
海域C	衣浦湾	中央埠頭	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	0.009	0.005	〃	〃
〃	〃	昭和 シェル石油	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	0.006	0.009	〃	〃
環境基準			検出されないこと		0.05mg/l以下		0.01mg/l以下		0.003mg/l以下		0.01mg/l以下		0.0005mg/l以下		検出されないこと		検出されないこと		河川・湖沼 0.03mg/l以下 海域生物A 0.02mg/l以下		基準なし		

亜鉛についての環境基準は水生生物保全に係る環境基準(平成15年11月5日告示により追加設定)である。

4 騒音・振動

(1) 騒音・振動の状況

騒音・振動の発生源は、工場・事業場の操業、建設作業、交通、飲食店の営業、家庭生活等、多種多様です。感覚的・心理的な面において、身近な公害でありながら解決の困難な公害の1つとなっており、毎年苦情原因の上位を占めています。

本市では市内における騒音把握のため環境騒音8地点、自動車騒音4地点の調査を実施しています。調査結果は、ほとんどが基準に適合していました。

ア 環境騒音

24時間調査を行い昼間及び夜間の騒音の評価をしました。調査地点は一般地域の環境基準に係る地域の類型及びその面積・人口を勘案し以下の8地点としています。調査結果は、昼間及び夜間ともに環境基準に適合していました。

なお、調査地点C-1, 2, 3について、平成28年度に地点を見直しました。

(ア) 環境騒音調査結果の推移

(単位：dB)

類型 -No.	用途地域	調査地点名	所在地	環境基準		平均等価騒音レベル				
						年度(平成)				
						H24	H25	H26	H27	H28
A-1	第一種低層 住居専用地域	碧南市哲学たい けん村無我苑	坂口町 2-3	昼間	55	47	40	42	47	44
				夜間	45	36	39	34	42	42
A-2	第一種中高層 住居専用地域	下山公園	入船町 1-60	昼間	55	50	44	47	47	53
				夜間	45	44	41	45	42	42
B-1	第一種住居地域	碧南市上水道 第2配水場	二本木町 4-37	昼間	55	44	43	48	43	45
				夜間	45	39	40	45	37	43
B-2	第一種住居地域	碧南市 西端公民館	半崎町 3-60	昼間	55	49	45	46	52	48
				夜間	45	40	34	37	45	42
B-3	市街化調整区域	碧南市 前浜集落センター	前浜町 1-80	昼間	55	49	47	46	49	49
				夜間	45	39	38	38	38	43
C-1	近隣商業地域	外ヶ屋呉服店 駐車場	棚尾本町 1-52	昼間	60	55	46	56	54	
				夜間	50	41	39	45	40	
		碧南市役所	松本町 28	昼間	60					52
				夜間	50					50
C-2	準工業地域	浜尾町児童遊園	浜尾町 4-84	昼間	60	49	44	49	47	
				夜間	50	38	42	42	41	
		踏分公園	踏分町 1-101-1	昼間	60					50
				夜間	50					46
C-3	準工業地域	盛田陽一郎宅	石橋町 3-107	昼間	60	49	42	52	50	
				夜間	50	39	40	39	42	
		若宮公園	若宮町 7-19	昼間	60					46
				夜間	50					42

(注) 昼間は6:00-22:00、夜間は22:00-翌日6:00



環境騒音調査（下山公園）



環境騒音調査（碧南市上水道第2配水場）

イ 自動車騒音

平成24年度から騒音規制法第18条に規定する自動車騒音の常時監視が市の業務となりました。

自動車騒音常時監視は、市内の幹線交通を担う道路に面する地域を対象に、自動車の運行に伴う騒音の影響が概ね一定とみなせる区間や道路構造などにより評価区間を分割し、その評価区間ごとに、対象となる地域内の住居等の環境基準適合状況を面的に評価します。自動車騒音常時監視地域は、幹線交通を担う道路の道路端から両側50メートルの範囲内の住居等（商業・工業・事務所等専用の建物など、住居の用に供されない建物を除く）です。

平成24年度からは毎年、国道247号線沿い2地点と他2地点を調査して、5年間で合計10地点を調査する予定です。

平成28年度の本市の自動車騒音常時監視調査は、騒音の実測は国道247号線沿いの2区間と県道2区間で行いました。過年度調査結果を含め評価区間内の全戸数2,951戸中昼夜ともに環境基準値以下は2,921戸で99.0%でした。

要請限度調査結果は、4地点とも基準を超過していませんでした。

(ア) 自動車騒音の面的評価調査結果の推移

項 目		年度（平成）					
		H24	H25	H26	H27	H28	
評価区間延長	Km	6.2	9.9	15.4	19.7	25.5	
評価区間数	区間	3	7	9	11	15	
住居等戸数	戸	273	1,029	1,908	2,222	2,951	
評 価 結 果	昼夜とも基準値以下	%	98.2	97.0	98.5	98.9	99.0
	昼のみ基準値以下		1.1	1.5	0.9	0.4	0.2
	夜のみ基準値以下		0.0	0.0	0.4	0.4	0.3
	昼夜とも基準値超過		0.7	1.6	0.2	0.4	0.5

(注) 昼間（基準値70dB以下）は6:00-22:00、夜間（基準値65dB以下）は22:00-翌日6:00
 (注) は次に掲げる道路をいう。

- ・高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は両車線で4車線以上の区間）
- ・一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

(イ) 路線別面的評価調査結果

項目	路線等	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		全体	一般 国道	県道 安城 碧南線	県道 米津 碧南線	県道 米津 碧南線	県道 道場山 安城線	県道 道場山 安城線	県道 西尾新 川港線	県道 平坂福 清水線	県道碧 南高浜 環状線
評価区間延長	Km	25.5	5.0	3.1	0.8	4.3	1.6	3.5	1.4	2.9	2.8
評価区間数	区	15	4	2	1	1	1	1	1	2	2
住居等戸数	戸	2,951	287	507	132	711	234	189	187	262	542
昼夜とも	戸	2,921	274	507	132	700	234	189	187	262	542
基準以下	%	99.0	95.5	100.0	100.0	98.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
昼のみ	戸	7	8	0	0	0	0	0	0	0	0
基準以下	%	0.2	2.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
夜のみ	戸	8	0	0	0	8	0	0	0	0	0
基準以下	%	0.3	0.0	0.0	0.0	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
昼夜とも	戸	15	5	0	0	3	0	0	0	0	0
基準超過	%	0.5	1.7	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(注) 昼間(基準値 70dB 以下)は 6:00-22:00、夜間(基準値 65dB 以下)は 22:00-翌日 6:00

(ウ) 自動車騒音の要請限度調査結果

(単位: dB)

No.	調査地点	路線名	時間 区分	基準 値	平均等価騒音レベル				
					年度(平成)				
					H24	H25	H26	H27	H28
1	碧南市南部市民プラザ前 (塩浜町 7-135)	国道 247 号線	昼間	75	65	65	66	62	67
			夜間	70	61	61	62	58	62
2	碧南市海浜水族館前 (浜町 2-3)	国道 247 号線	昼間	75	62	61	61	67	69
			夜間	70	60	58	57	63	56
3	久田正昭宅 (荒子町 4-39)	県道安城 碧南線	昼間	75	—	66	—	—	—
			夜間	70	—	61	—	—	—
4	浄土真宗鷲塚教会 (鷲林町 3-15)	県道米津 碧南線	昼間	75	—	—	—	67	—
			夜間	70	—	—	—	61	—
5	セブンイレブン碧南日進 2丁目店(日進町 2-25)	県道米津 碧南線	昼間	75	—	—	67	—	—
			夜間	70	—	—	61	—	—
6	ローソン碧南坂口町店 (坂口町 4-1)	県道道場山 安城線	昼間	75	—	68	—	—	—
			夜間	70	—	62	—	—	—
7	碧南消防署北分署 (三度山町 2-27)	県道道場山 安城線	昼間	75	—	—	—	70	—
			夜間	70	—	—	—	64	—
8	碧南市鷲塚公民館 (旭町 2-66)	県道西尾 新川港線	昼間	75	—	—	65	—	—
			夜間	70	—	—	61	—	—
9	碧南市文化会館北 (源氏神明町 4)	県道平坂 福清水線	昼間	75	—	—	—	—	65
			夜間	70	—	—	—	—	58
10	碧南市文化会館東 (源氏神明町 4)	県道碧南 高浜環状線	昼間	75	—	—	—	—	62
			夜間	70	—	—	—	—	53

(注) 時間区分の昼間は 6:00-22:00、夜間は 22:00-翌日 6:00

(2) 騒音・振動に関する施策

騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の指定及び基準の設定は、平成24年度から市が行うこととなりました。県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく規制地域の指定及び基準の設定は、愛知県が行なっています。これらの法律及び条例に基づく規制及び指導は、今まで同様本市が行っています。

ア 規制基準

騒音規制法、振動規制法、県民の生活環境の保全等に関する条例で著しい騒音又は振動を発生する施設を設置している工場等の敷地境界における騒音、振動の大きさの許容限度が定められており、事業者はその規制基準を守ることが義務付けられています。

イ 届出状況

(ア) 騒音・振動特定施設等

平成29年3月31日現在

(単位:台)

騒音・振動特定施設等	騒音規制法 特定施設	振動規制法 特定施設	県民の生活環境の保全等 に関する条例	
			騒音発生施設	振動発生施設
1 金属加工機械	427	237	832	375
2 圧縮機及び冷凍機	527	217	1,625	1,874
3 土石用の破碎機等	20	49	119	103
4 織機	64	27	0	0
5 建設用資材製造機械	1	1	1	0
6 穀物用製粉機	9	-	47	56
7 木材加工機械	19	0	13	0
8 抄紙機	0	-	0	-
9 印刷機械	24	6	4	4
10 合成樹脂用射出成形機	89	91	170	170
11 鋳造型機	88	52	6	6
12 ゴム練用ロール機等	-	0	-	2
13 ディーゼルエンジン等	-	-	57	71
14 送風機及び排風機	2に含む	-	2,282	2,548
15 走行クレーン	-	-	126	-
16 洗びん機	-	-	0	-
17 真空ポンプ	-	-	87	-
届出施設合計	1,268	680	5,369	5,209
届出事業場数	181	119	289	333

(注)「-」は届出対象外であることを表す。

(イ) 特定建設作業届出状況 (平成29年3月31日現在)

(単位: 件)

特定建設作業	騒音 規制法	振動 規制法	県民の生活環境の保 全等に関する条例	
			騒音	振動
1 くい打機等を使用する作業	9	15	5	4
2 びょう打機を使用する作業	1	-	0	-
3 さく岩機を使用する作業	84	-	9	-
4 空気圧縮機を使用する作業	21	-	7	-
5 コンクリートプラント等を設けて行う作業	2	-	0	-
6 バックホウを使用する作業	73	-	-	-
7 トラクターショベルを使用する作業	2	-	-	-
8 ブルドーザーを使用する作業	8	-	-	-
9 建造物を動力・火薬等で解体・破壊する作業	-	-	20	-
10 コンクリートミキサー等を使用する作業	-	-	109	-
11 コンクリートカッターを使用する作業	-	-	79	-
12 ブルドーザー等を使用する作業	-	-	262	-
13 ロードローラー等を使用する作業	-	-	175	-
14 鋼球を使用して破壊する作業	-	0	-	0
15 舗装版破砕機を使用する作業	-	4	-	0
16 ブレーカーを使用する作業	-	83	-	8
合 計	200	102	666	12

【参考】 騒音・振動の大きさの目安

(単位: dB)

騒音の大きさ	目 安
100	電車の通るときのガードの下
90	交通量の激しい交差点
80	電車の車内・ピアノ・ステレオ
70	電話のベル・車の暖気運転・家庭用ボイラー
60	普通の会話・騒々しい事務所の中・クーラー
50	普通の事務所の中・真夜中の給排水音
40	市内の深夜・図書館の中
30	郊外の深夜・ささやき声
20	木の葉の触れ合う音・置き時計の秒針の音 (前方1m)

(単位: dB)

振動の大きさ	目 安	被害程度
90	人体に生理的影響が生じ始める	家屋の振動が激しく、すわりの悪いものは倒れる
80	産業職場で振動が気になる 深い睡眠にも影響がある	家屋が揺れ、つりさげの電灯や水面が動く
70	浅い睡眠に影響が出始める	一般の人たちにも感じ、戸、障子がかすかに動く
60	振動を感じ始める	静止している人や敏感な人に感じる程度。
50	ほとんど睡眠に影響はない	人体には感じないで、地震計に記録される程度
40	常時微動	

5 悪 臭

(1) 悪臭に関する状況

私たちは生活様式、産業形態の多様化に伴い、多種多様な臭いに囲まれて生活しています。臭いは、時として私たちの心に清々しさや安らぎを与えるものである反面、不快感や嫌悪感を与えるものです。

悪臭の規制について、これまでは不快な臭いの原因となる22の悪臭物質を悪臭防止法により排出規制してきました。しかし、様々な臭いの複合臭や22の悪臭物質以外の悪臭事例が多く見受けられたため、県内では平成18年10月1日から人の嗅覚を用いた「臭気指数規制」を導入しています。

また、県民の生活環境の保全等に関する条例により、畜産関係、コーンスターチ製造業、鋳物製造業（シェルモールド法によるもの）等の15業種の工場等は、悪臭物質の排出状況について毎年届出が義務付けられています。

(2) 悪臭に関する施策

ア 規制基準

臭気指数規制

規制地域の区分	第1種地域	第2種地域	第3種地域
敷地境界線（1号基準）	1.2	1.5	1.8
気体排出口（2号基準）	悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出 ※1		
排 出 水（3号基準）	2.8	3.1	3.4

※1 敷地境界以外の着地地点において1号基準以下になるために、気体排出口において満たさなければならない値。

【参考】

<臭気指数の算定方法>

「臭気指数」は、問題となるにおいのついた空気や水をにおいが感じられなくなるまで薄めたときの希釈倍率「臭気濃度」から次式により算定します。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log_{10} (\text{臭気濃度})$$

臭気濃度と臭気指数の関係

臭気濃度（希釈倍率）	1.0倍	1.6倍	3.2倍	6.4倍	100倍
臭 気 指 数	1.0	1.2	1.5	1.8	2.0

イ 届出状況 (平成28年度)

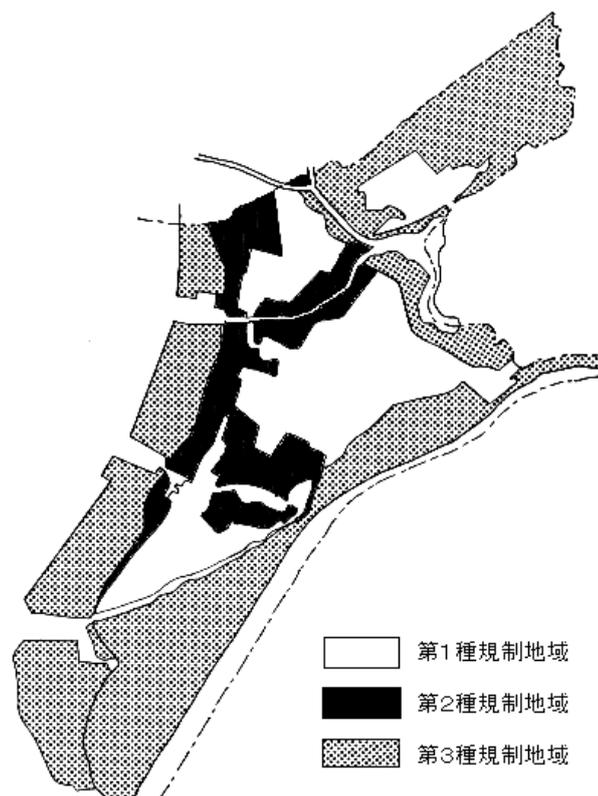
(単位：件)

業 種		事業所数	業 種		事業所数
1 畜産関係	ア. 豚房施設 (豚房の総面積が50㎡以上のもの)	4	7	ゴム製品製造業 (加硫施設を有するもの)	1
	イ. 牛房施設 (牛房の総面積が200㎡以上のもの)	0	8	石油化学工業 (カプロラクタムの製造施設を有するもの)	0
	ウ. 鶏を30,000羽以上飼育するもの	0	9	石油精製業	0
	エ. 鶉を20,000羽以上飼育するもの	0	10	製鉄業 (溶鉱炉を有するもの)	0
2	飼育又は有機質肥料の製造 (乾燥施設をゆうするもの)	1	11	鋳物製造業 (シェルモールド法によるもの)	16
3	コーンスターチ製造業	1	12	化製場 (へい獣処理場等)	0
4	レーヨン製造業 (紡糸施設を有するもの)	0	13	し尿処理施設	0
5	セロファン製造業 (製膜施設を有するもの)	0	14	ごみ処理施設	1
6	クラフトパルプ製造業	0	15	終末処理場	1
合			計		25

ウ 規制地域

第1種地域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域
第2種地域	商業地域、準工業地域、工業地域、丸山町1丁目市街化調整区域の一部
第3種地域	工業専用地域、市街化調整区域 (除 第2種地域である丸山町1丁目市街化調整区域の一部)

○規制地域図



6 土 壤

(1) 土壌の状況

一般に土壌は、地殻を構成する岩石が長年にわたって水や風雨などにより風化されてできたもの及び動植物の死骸が分解し、堆積してできたものであり、大小さまざまな粒子から成り立っています。そのため土壌中には、その地域の岩石や動植物に由来する重金属等が含まれています。また、大気から降下する物質や、表層水等水域から起因する物質を取り込んでおりその地域の環境を把握する指標の1つです。



本市では、市内の土壌の重金属類を把握するため、市街地及び農用地の土壌中の重金属調査を6地点で実施しています。環境基準の定められているカドミウム・全シアン・有機リン・鉛・六価クロム・ひ素・総水銀・アルキル水銀・PCB・銅の10項目について、すべての調査地点で環境基準を満たしています。なお、平成25、26年度は調査を休止していたため調査結果がありません。環境基準について、表層は地表面下0～15cm、下層は地表面下30～60cmの土壌に適用されます。NDとは定量下限値未満のことで、検出されなかったことを指します。

(2) 土壌中重金属等調査結果の推移

ア 西端八剣神社境内			年度（平成）						定量 下限値	環境基準
			H23	H24	H25	H26	H27	H28		
溶 出 量 mg /ℓ	カドミウム	表層	ND	ND	-	-	ND	ND	0.001	0.01 以下
		下層	ND	ND	-	-	ND	ND		
	全シアン	表層	ND	ND	-	-	ND	ND	0.01	検出されない こと
		下層	ND	ND	-	-	ND	ND		
	有機リン	表層	ND	ND	-	-	ND	ND	0.1	検出されない こと
		下層	ND	ND	-	-	ND	ND		
	鉛	表層	ND	ND	-	-	ND	ND	0.005	0.01 以下
		下層	ND	ND	-	-	ND	ND		
	六価クロム	表層	ND	ND	-	-	ND	ND	0.04	0.05 以下
		下層	ND	ND	-	-	ND	ND		
	ひ素	表層	ND	ND	-	-	ND	ND	0.005	0.01 以下
		下層	ND	ND	-	-	ND	ND		
	総水銀	表層	ND	ND	-	-	ND	ND	0.0005	0.0005 以下
		下層	ND	ND	-	-	ND	ND		
アルキル水銀	表層	ND	ND	-	-	ND	ND	0.0005	検出されない こと	
	下層	ND	ND	-	-	ND	ND			
PCB	表層	ND	ND	-	-	ND	ND	0.0005	検出されない こと	
	下層	ND	ND	-	-	ND	ND			
含 有 量 mg / kg	カドミウム	表層	ND	ND	-	-	0.05	ND	0.05	1 未満
		下層	ND	ND	-	-	ND	ND		
	ひ素	表層	ND	ND	-	-	ND	ND	0.05	15 未満
		下層	ND	ND	-	-	ND	ND		
銅	表層	3.5	3.5	-	-	8.1	1.1	0.1	125 未満	
	下層	1.3	1.3	-	-	0.9	0.8			
総水銀	表層	0.07	0.05	-	-	0.07	0.04	0.02	3 (参考)	
	下層	0.06	0.03	-	-	0.02	0.03			

新川神社境内			年度 (平成)						定量 下限値	環境基準
			H23	H24	H25	H26	H27	H28		
溶 出 量 mg /ℓ	カドミウム	表層	ND	ND	-	-	ND	ND	0.001	0.01 以下
		下層	ND	ND	-	-	ND	ND		
	全シアン	表層	ND	ND	-	-	ND	ND	0.01	検出されない こと
		下層	ND	ND	-	-	ND	ND		
	有機リン	表層	ND	ND	-	-	ND	ND	0.1	検出されない こと
		下層	ND	ND	-	-	ND	ND		
	鉛	表層	0.015	ND	-	-	0.008	ND	0.005	0.01 以下
		下層	0.006	ND	-	-	ND	ND		
	六価クロム	表層	ND	ND	-	-	ND	ND	0.04	0.05 以下
		下層	ND	ND	-	-	ND	ND		
ひ素	表層	ND	ND	-	-	ND	ND	0.005	0.01 以下	
	下層	ND	ND	-	-	ND	ND			
総水銀	表層	ND	ND	-	-	ND	ND	0.0005	0.0005 以下	
	下層	ND	ND	-	-	ND	ND			
アルキル水銀	表層	ND	ND	-	-	ND	ND	0.0005	検出されない こと	
	下層	ND	ND	-	-	ND	ND			
P C B	表層	ND	ND	-	-	ND	ND	0.0005	検出されない こと	
	下層	ND	ND	-	-	ND	ND			
含 有 量 mg / kg	カドミウム	表層	ND	ND	-	-	0.06	0.08	0.05	1 未満
		下層	ND	ND	-	-	ND	ND		
	ひ素	表層	ND	ND	-	-	ND	ND	0.05	15 未満
		下層	ND	ND	-	-	ND	ND		
	銅	表層	2.3	2.3	-	-	2.6	1.7	0.1	125 未満
		下層	0.8	0.8	-	-	1.5	0.7		
	総水銀	表層	0.03	0.02	-	-	0.06	0.04	0.02	3(参考)
		下層	0.04	0.03	-	-	0.11	0.02		

ウ 大浜熊野大神社境内			年度 (平成)						定量 下限値	環境基準
			H23	H24	H25	H26	H27	H28		
溶 出 量 mg /ℓ	カドミウム	表層	ND	ND	-	-	ND	ND	0.001	0.01 以下
		下層	ND	ND	-	-	ND	ND		
	全シアン	表層	ND	ND	-	-	ND	ND	0.01	検出されない こと
		下層	ND	ND	-	-	ND	ND		
	有機リン	表層	ND	ND	-	-	ND	ND	0.1	検出されない こと
		下層	ND	ND	-	-	ND	ND		
	鉛	表層	ND	ND	-	-	0.01	ND	0.005	0.01 以下
		下層	ND	ND	-	-	ND	ND		
	六価クロム	表層	ND	ND	-	-	ND	ND	0.04	0.05 以下
		下層	ND	ND	-	-	ND	ND		
ひ素	表層	ND	ND	-	-	ND	ND	0.005	0.01 以下	
	下層	ND	ND	-	-	0.005	ND			
総水銀	表層	ND	ND	-	-	ND	ND	0.0005	0.0005 以下	
	下層	ND	ND	-	-	ND	ND			
アルキル水銀	表層	ND	ND	-	-	ND	ND	0.0005	検出されない こと	
	下層	ND	ND	-	-	ND	ND			
P C B	表層	ND	ND	-	-	ND	ND	0.0005	検出されない こと	
	下層	ND	ND	-	-	ND	ND			
含 有 量 mg / kg	カドミウム	表層	ND	ND	-	-	ND	ND	0.05	1 未満
		下層	ND	ND	-	-	ND	0.06		
	ひ素	表層	ND	ND	-	-	ND	ND	0.05	15 未満
		下層	ND	ND	-	-	ND	ND		
	銅	表層	0.8	0.8	-	-	1.3	1.1	0.1	125 未満
		下層	ND	ND	-	-	0.8	1.0		
	総水銀	表層	0.05	0.03	-	-	0.03	0.04	0.02	3 (参考)
		下層	0.08	0.03	-	-	0.03	0.01		

エ 潮見町 農用地			年度 (平成)						定量 下限値	環境基準
			H23	H24	H25	H26	H27	H28		
溶 出 量 mg /ℓ	カドミウム	表層	ND	ND	-	-	ND	ND	0.001	0.01 以下
		下層	ND	ND	-	-	ND	ND		
	全シアン	表層	ND	ND	-	-	ND	ND	0.01	検出されない こと
		下層	ND	ND	-	-	ND	ND		
	有機リン	表層	ND	ND	-	-	ND	ND	0.1	検出されない こと
		下層	ND	ND	-	-	ND	ND		
	鉛	表層	ND	ND	-	-	ND	ND	0.005	0.01 以下
		下層	ND	ND	-	-	ND	ND		
	六価クロム	表層	ND	ND	-	-	ND	ND	0.04	0.05 以下
		下層	ND	ND	-	-	ND	ND		
	ひ素	表層	ND	ND	-	-	ND	ND	0.005	0.01 以下
		下層	ND	ND	-	-	ND	ND		
総水銀	表層	ND	ND	-	-	ND	ND	0.0005	0.0005 以下	
	下層	ND	ND	-	-	ND	ND			
アルキル水銀	表層	ND	ND	-	-	ND	ND	0.0005	検出されない こと	
	下層	ND	ND	-	-	ND	ND			
P C B	表層	ND	ND	-	-	ND	ND	0.0005	検出されない こと	
	下層	ND	ND	-	-	ND	ND			
含 有 量 mg / kg	カドミウム	表層	0.05	0.05	-	-	0.07	0.12	0.05	1 未満
		下層	ND	ND	-	-	ND	0.06		
	ひ素	表層	0.7	ND	-	-	ND	ND	0.05	15 未満
		下層	0.6	ND	-	-	ND	ND		
	銅	表層	0.9	0.9	-	-	2.1	1.3	0.1	125 未満
		下層	ND	ND	-	-	0.8	1.0		
	総水銀	表層	0.08	0.06	-	-	0.02	0.05	0.02	3 (参考)
		下層	0.02	0.04	-	-	0.03	0.01		

オ 川口町 農用地			年度 (平成)						定量 下限値	環境基準
			H23	H24	H25	H26	H27	H28		
溶 出 量 mg /ℓ	カドミウム	表層	ND	ND	-	-	ND	ND	0.001	0.01 以下
		下層	ND	ND	-	-	ND	ND		
	全シアン	表層	ND	ND	-	-	ND	ND	0.01	検出されない こと
		下層	ND	ND	-	-	ND	ND		
	有機リン	表層	ND	ND	-	-	ND	ND	0.1	検出されない こと
		下層	ND	ND	-	-	ND	ND		
	鉛	表層	ND	ND	-	-	ND	ND	0.005	0.01 以下
		下層	ND	ND	-	-	ND	ND		
	六価クロム	表層	ND	ND	-	-	ND	ND	0.04	0.05 以下
		下層	ND	ND	-	-	ND	ND		
	ひ素	表層	ND	ND	-	-	ND	ND	0.005	0.01 以下
		下層	ND	ND	-	-	ND	ND		
総水銀	表層	ND	ND	-	-	ND	ND	0.0005	0.0005 以下	
	下層	ND	ND	-	-	ND	ND			
アルキル水銀	表層	ND	ND	-	-	ND	ND	0.0005	検出されない こと	
	下層	ND	ND	-	-	ND	ND			
P C B	表層	ND	ND	-	-	ND	ND	0.0005	検出されない こと	
	下層	ND	ND	-	-	ND	ND			
含 有 量 mg / kg	カドミウム	表層	ND	ND	-	-	ND	0.12	0.05	1 未満
		下層	ND	ND	-	-	ND	0.05		
	ひ素	表層	ND	ND	-	-	ND	ND	0.05	15 未満
		下層	0.7	ND	-	-	ND	ND		
	銅	表層	ND	ND	-	-	0.8	0.6	0.1	125 未満
		下層	0.9	0.9	-	-	1.1	1.1		
	総水銀	表層	0.01	0.02	-	-	0.01	ND	0.02	3 (参考)
		下層	0.03	0.03	-	-	0.02	0.03		

カ 小屋下町 農用地			年度 (平成)						定量 下限値	環境基準
			H23	H24	H25	H26	H27	H28		
溶 出 量 mg /ℓ	カドミウム	表層	ND	ND	-	-	ND	ND	0.001	0.01 以下
		下層	ND	ND	-	-	ND	ND		
	全シアン	表層	ND	ND	-	-	ND	ND	0.01	検出されない こと
		下層	ND	ND	-	-	ND	ND		
	有機リン	表層	ND	ND	-	-	ND	ND	0.1	検出されない こと
		下層	ND	ND	-	-	ND	ND		
	鉛	表層	ND	ND	-	-	ND	ND	0.005	0.01 以下
		下層	ND	ND	-	-	ND	ND		
	六価クロム	表層	ND	ND	-	-	ND	ND	0.04	0.05 以下
		下層	ND	ND	-	-	ND	ND		
	ひ素	表層	ND	ND	-	-	ND	ND	0.005	0.01 以下
		下層	ND	ND	-	-	ND	ND		
	総水銀	表層	ND	ND	-	-	ND	ND	0.0005	0.0005 以下
		下層	ND	ND	-	-	ND	ND		
	アルキル水銀	表層	ND	ND	-	-	ND	ND	0.0005	検出されない こと
		下層	ND	ND	-	-	ND	ND		
P C B	表層	ND	ND	-	-	ND	ND	0.0005	検出されない こと	
	下層	ND	ND	-	-	ND	ND			
含 有 量 mg / kg	カドミウム	表層	0.06	0.06	-	-	0.06	0.16	0.05	1 未満
		下層	ND	ND	-	-	ND	0.12		
	ひ素	表層	0.7	ND	-	-	ND	ND	0.05	15 未満
		下層	0.7	ND	-	-	ND	ND		
	銅	表層	1.8	1.8	-	-	2.8	2.1	0.1	125 未満
		下層	0.8	0.8	-	-	1.9	1.4		
	総水銀	表層	0.10	0.04	-	-	0.05	0.06	0.02	3 (参考)
		下層	0.04	0.02	-	-	0.03	0.01		

第3 公害苦情

1 公害苦情の状況

公害苦情は、工場や事業所等製造業に起因するものが多くありますが、日常生活に伴って生じるものなども増えてきており、複雑多岐に渡っています。

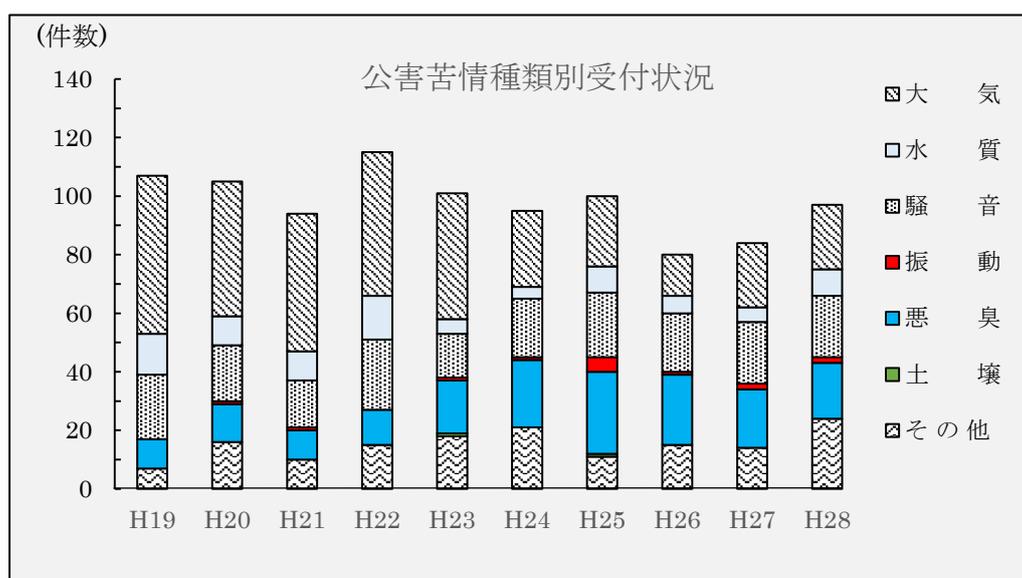
平成28年度に受け付けた公害苦情は97件で、例年同様住居系地域及び準工業地域で大気汚染、騒音、悪臭の苦情が多発しています。公害苦情の解決のためには、事業者等の公害防止意識の向上はもちろんのこと、日常生活に伴って生じる苦情については、法規制とは別に、良好な隣人関係の確立、各自のモラルの向上が望まれます。

2 公害苦情の受付状況

(1) 公害苦情種類別受付件数

(単位：件)

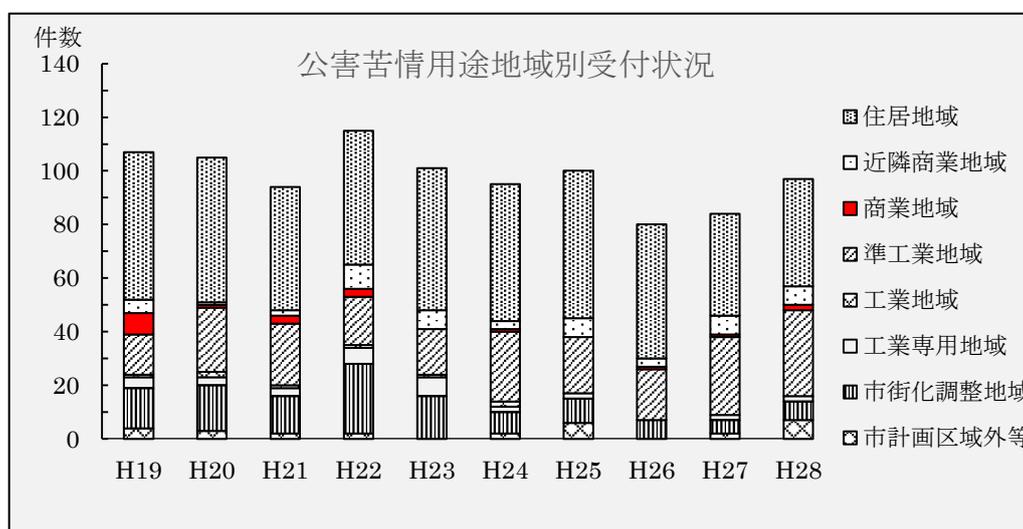
公害の種類	年度（平成）										合計
	H19	H20	H21	H23	H23	H24	H25	H26	H27	H28	
大 気	54	46	47	49	43	26	24	14	22	22	347
水 質	14	10	10	15	5	4	9	6	5	9	87
騒 音	22	19	16	24	15	20	22	20	21	21	200
振 動		1	1		1	1	5	1	2	2	14
悪 臭	10	13	10	12	18	23	28	24	20	19	177
土 壌					1		1			0	2
そ の 他	7	16	10	15	18	21	11	15	14	24	151
合 計	107	105	94	115	101	95	100	80	84	97	978



(2) 公害苦情用途地域別受付件数

(単位:件)

公害の種類	年度(平成)										合計
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	
住居地域	55	54	46	50	53	51	55	50	38	40	492
近隣商業地域	5	1	2	9	7	3	7	3	7	7	51
商業地域	8	1	3	3		1		1	1	2	20
準工業地域	15	24	23	18	17	26	21	19	29	32	224
工業地域	1	2	1	1	1	2				0	8
工業専用地域	4	3	3	6	7	2	2		2	2	31
市街化調整地域	15	17	14	26	16	8	9	7	5	7	124
市計画区域外等	4	3	2	2		2	6		2	7	28
合計	107	105	94	115	101	95	100	80	84	97	978



(3) 公害苦情種類別発生原因別受付件数 (平成 28 年度)

(単位:件)

公害の種類	農業	漁業	建設業	製造業	電気・ガス 供給業	運輸・ 通信業	小売業・ 卸売業	サービス業	家庭的な 簡易なもの	その他	合計
大気汚染	0	0	2	3	0	0	1	0	13	3	22
水質汚濁	0	0	2	0	0	0	0	1	0	6	9
土壌汚染	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
騒音	1	0	5	5	0	1	2	3	4	0	21
振動	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2
悪臭	6	0	1	2	0	0	0	1	4	5	19
その他	1	0	2	2	0	0	2	1	3	13	24
合計	8	0	13	12	0	1	5	6	24	28	97

第4 環境基本計画

本市は、平成15年12月に「碧南市環境基本条例」を制定し、市民、事業者、行政が一体となって「持続可能な社会」を創りあげることがを目的として、平成16年3月に「碧南市環境基本計画」を策定しました。現在は第2次計画を推進しています。本計画に基づく17のリーディングプロジェクトの進捗状況は下記のとおりです。

1 自然環境の保全

(1) 白砂青松プロジェクト

かつての白砂青松を復元させ、市民から遠くなった海辺を、いつかどこかに取り戻そうとする方向性を示し、環境保全の大切さと市民それぞれが環境に果たす役割を再認識してもらう。

No.	事業名	事業内容	実績
1	松並木管理 (公園緑地課)	前浜地区と川口地区の間にある松並木の 松くい虫防除など定期的な管理	前浜緑地松並木管理

(2) 水路・河川浄化プロジェクト

水質の汚濁が進行している水路・河川の浄化を図る。

No.	事業名	事業内容	実績
1	流域モニタリング調査 (市民会議)	あいち水循環再生指標を用いた定期的な 水質検査を実施	新川地区 公有水面 2地点
2	河川・海域等水質調査 (環境課)	市内の河川、油ヶ淵、衣浦湾で毎月水質調査 を実施	市内 9地点
3	廃食用油回収 (環境課)	家庭から出る天ぷら油等の回収	廃食用油 8400回収
4	広域的連携事業 (環境課)	矢作川沿岸水質保全対策協議会、豊かな海 “三河湾”環境再生推進協議会等、協議会 における広域的な連携	協議会活動の実施
5	浄化槽設置整備事業補助 事業 (環境課)	小型合併処理浄化槽設置費の一部補助	補助基数 17基
6	公共下水道整備 (下水道課)	公共下水道整備の効率的かつ計画的推進 及び供用開始区域内の早期接続	普及率 73.7% 整備率 71.7%



前浜松並木



廃食用油回収

(3) 矢作川ふれあいプロジェクト

母なる矢作川に親しみ、矢作川の残された自然環境（水質・動植物）を保全する。

No.	事業名	事業内容	実績
1	矢作川水源基金事業 (経営企画課)	矢作川流域の地域交流を図るため矢作川上下交流バスツアーを実施（隔年実施）	平成26年7月31日羽布ダム・香恋の里 平成27年度実績なし 平成28年度実績なし
2	碧南市特別採捕連絡協議会への支援 (農業水産課)	碧南市特別採捕連絡協議会が行なう事業への支援協力	国交省河川事務所や小学校との連絡調整
3	おさんぽかんさつ会 (水族館)	矢作川の河口で春を感じよう！ 矢作川周辺の生物や植物の観察会	受講者 35人

(4) よみがえれ油ヶ淵プロジェクト

改善が進まない水質、緑地の少ない碧南に清らかな水と緑を回復する。

No.	事業名	事業内容	実績
1	油ヶ淵水環境モニタリングへの参加(市民会議・西端小学校・西端中学校他)	愛知県が主催する油ヶ淵水環境モニタリングに参加し定期的な水質調査を実施	実施回数 各12回
2	油ヶ淵水質浄化促進協議会 (環境課)	愛知県と油ヶ淵流域4市の連携事業 ①油ヶ淵浄化デー（一斉清掃） ②アクション油ヶ淵（啓発イベント）	①参加者 561人 ごみ収集 270kg ②碧南市開催
3	ボランティア支援 (環境課)	ボランティア団体の活動に協力	油ヶ淵の葦刈り等
4	油ヶ淵漁業協同組合支援 (農業水産課)	油ヶ淵漁業協同組合への支援・協力	油ヶ淵周辺の廃棄物等の回収・処分
5	ホタル保護活動支援 (公園緑地課)	ボランティア団体のほたる育成の場として油ヶ淵遊園地内に提供	ホタル放流や鑑賞会開催
6	清流ルネッサンスⅡ事業 (下水道課)	愛知県と流域4市で第二期水環境改善緊急行動計画事業を推進	西端下水道普及率市街化区域 100%



油ヶ淵水環境モニタリング



油ヶ淵浄化デー（一斉清掃）

(5) みどり再生プロジェクト

目にみえるみどりを増やし、そこに集う生き物と人間が共存できるみどり豊かな碧南にする。

No.	事業名	事業内容	実績
1	グリーンカーテン事業 (環境課)	ゴーヤなどによる緑のカーテンを公共施設に設置、収穫した実は市民配布	実施施設 20ヶ所
2	緑化保全事業 (公園緑地課)	良好な自然環境の確保と美観と風致を維持するため樹木や樹林の保護に対する補助	保存樹木 6本 保存樹林 28ヶ所
3	市民緑化推進 (公園緑地課)	緑化を推進するため新たに生垣を設置する経費の一部を補助	補助件数 1件
4	都市緑化推進 (公園緑地課)	あいち森と緑づくり都市緑化推進事業交付金を受け、公共及び民間緑化を推進するための経費の一部を補助	補助件数 3件
5	花いっぱい推進 (公園緑地課)	街路植樹帯及び公園等で花や景観の維持管理に努める団体に花苗や資材等を支給	対象団体 32団体
6	碧南レールパーク整備事業 (公園緑地課)	名鉄三河線跡地を公園として整備することにより緑化を推進	住民1人あたり都市公園面積 5.67㎡
7	幼稚園、保育園・小中学校緑化推進 (庶務課、こども課)	園内及び校内の鉢植えや花壇整備、野菜栽培、樹木剪定などを実施	市立全校で実施
8	公共施設緑化推進 (関係各課)	公共施設の緑化推進及び維持管理	緑化面積 77,135㎡ 緑化率 12.4%
9	ビオトープ造成 (水族館)	みどりとの共存、楽しみながら学べる教育活動や市民の憩いの場としての機能、希少種の保護・啓発のためビオトープを設置	建設中(平成31年3月完成予定)

(6) 外来種駆除推進プロジェクト

市内に広く分布し生態系に悪影響を及ぼしている外来種の駆除を進めるとともに、市民に正しい知識の普及と啓発を進める。

No.	事業名	事業内容	実績
1	オオキンケイギク啓発 駆除活動 (環境課)	碧南高校生徒と連携した外来植物であるオオキンケイギクの啓発駆除活動を実施	一斉除去 1回 民家啓発駆除 2回



グリーンカーテン (保育園)



オオキンケイギク民家啓発駆除

2 まちづくり

(1) おとましい (勿体ない) 推進プロジェクト

忘れかけている「おとましい (勿体 (もったい) ない)」の精神を啓発し、大量消費、大量廃棄のライフスタイルを改善する。資源循環型社会を構築する。

No.	事業名	事業内容	実績
1	一般廃棄物基本計画策定 (環境課)	ごみ処理計画の見直し後継計画としての一般廃棄物処理基本計画の推進	平成21年度3月に策定し推進
2	食品ロス啓発活動 (市民会議)	「食品ロス」を減らすため市内催し物で啓発活動	ふれあいフェスティバル等にブース出展
3	分別収集 (環境課)	各地区・町内会の協力のもと3R運動を住民・事業者・行政が連携して推進	資源ごみステーション97所 分別収集量 1,722,979 kg
4	ごみ減量意識啓発出前講座 (環境課)	ごみの分別及び3R意識啓発のため地区や学校関係に出前講座を開設	開催 5回

(2) 身近な乗り物プロジェクト

エネルギー消費の少ない交通手段や公共交通機関の利用推進等により、大気汚染防止や地球温暖化防止を図る。

No.	事業名	事業内容	実績
1	パーク&ライド管理 (資産活用課)	公共交通機関の利用促進のため、駅付近にパーク&ライド等を設置	設置 2ヶ所 収容台数 52台
2	低公害車導入 (資産活用課)	公用車として、ハイブリッド自動車及び低燃費認定自動車の導入推進	導入率 66.3%
3	市内巡回バス 「くるくるバス」運営 (商工課)	高齢者や障害者等交通弱者の利便を図り広く住民の地域社会参加を促進するため無料バスを運行	利用者 130,373人
4	電気自動車充電設備管理 (環境課)	市役所来庁者向け電気自動車充電スタンド利用推進	利用実績 514回
5	自転車歩行者道の整備 (土木課)	自転車が安全に走行できるよう自転車と歩行者が通れる自転車歩行者道を整備	市道権現線整備事業 (第一期) 用地取得 1486.0 m ² (93.2%)



くるくるバス (市内循環バス)



碧南市役所東駐車場 充電スタンド

(3) へきなんの景観（風景）保存・創造プロジェクト

先人から受け継いだ建物や環境を保全して、次世代以降に碧南らしい町並みや生活環境を残す。水辺のまち「碧南」らしい景観を形成する。

No.	事業名	事業内容	実績
1	地区別景色を集める会・ 景色を語る会 (都市計画課)	景色を集める会、景色を語る会	景色を眺める場所探し 調査地点 24箇所

(4) その他、まちづくりに関する活動

No.	事業名	事業内容	実績
1	春の清掃週間 (環境課)	5月30日(ごみゼロの日)を含む1週間を、環境美化・ごみ減量化等について考え行動する週間とし、うち1日を一斉清掃の日とする	参加者 3,000人 収集量 2.5t
2	秋のクリンピーときれいな街づくり (環境課)	児童生徒を始め市民及び団体による市内一斉清掃	参加者 9,000人 収集量 4.6t
3	市内の環境監視 (環境課)	NOxやSOx等の大気環境調査、市内各地の環境騒音調査等を実施	市内各地で実施
4	公害防止に関する協定 (環境課)	臨海工業地帯の事業所と公害防止に関する協定を締結し、市独自の上乗せ基準の設定や公害測定結果の報告等、公害発生の未然防止対策を実施	締結数 135協定

3 ひとづくり

(1) 環境リーダー養成プロジェクト

リーディングプロジェクト等の目標達成に向け、率先して環境活動を継続的に推進させることができる人材の養成、あるいは環境活動を啓発するための講座を開設する。

No.	事業名	事業内容	実績
1	環境リーダー養成講座 (市民会議)	率先して環境活動に取り組む人材を養成するための環境学習講座を開設	回数 3回 受講者 41人
2	おさんぽかんさつ会 (水族館)	①春の田んぼで田植え体験をしてみよう！ ②秋の田んぼで稲刈り体験をしてみよう！	①受講者 66人 ②受講者 50人
3	自然観察会 (水族館)	①豊田の森で遊ぼう！ ②海の生き物魚っちゃんぐ！	①受講者 32人 ②受講者 35人



環境リーダー養成講座（野鳥観察会）



おさんぽかんさつ会（矢作川河川敷）

(2) みんなでやろまい7万人の「私の環境宣言」プロジェクト

環境をよくする、あるいはこれ以上悪くしないために、自分たちでできる身近なことを「私の環境宣言」として宣言してもらい、それを実行することによって、碧南市の環境を保全し、さらに向上させる。

No.	事業名	事業内容	実績
1	環境宣言推進 (市民会議)	市民及び事業所等における環境宣言登録の促進	登録者数 27,516人 (累計)

(3) 碧(みどり)の道里親プロジェクト

碧南の公園の未来像づくりとともに、公園などの管理・運営を市民と行政が一緒に取り組むことによって、市民が自分たちの道路や公園として大切に作る気運を高める。

No.	事業名	事業内容	実績
1	碧の道里親プロジェクト (市民会議)	道路等の特定の公共用地において、市民等による定期的な美化活動を推進	登録団体 22団体 個人 1,971人
2	公園等愛護会報償金交付 (公園緑地課)	公園愛護及び美化活動推進のため公園の清掃や除草を行う団体に報償金を交付	交付 33団体 管理公園緑地34ヶ所



市イベントにおける環境宣言募集



碧の道里親プロジェクト看板

(4) みんなでつくろまい「碧南環境マップ」プロジェクト

小中学校の児童等市民の参加で、碧南を探索しながら、緑地や植物分布、生物分布、碧南市の素敵なお宝、宝になる所、残したい所及び改善したい所等をマップ化する活動を通じて、市民の環境への関心を高め、環境をより良くする行動を実践する人を増やす。

No.	事業名	事業内容	実績
1	生きもの調査隊 (水族館)	市内小学生を対象に市内の生きものを調査し、分布マップを作製	アメリカザリガニマップを作製

(5) 土、食大切プロジェクト

土や食を大切にする農作業を体験する機会を設けることによって、食と環境に関心のある市民を増やす。さらに次世代を担う子どもたちの土、食への関心を高める。それによって、農業者の減農薬・有機栽培等の環境保全型農業への取り組みを促進する。

No.	事業名	事業内容	実績
1	エコクッキング教室 (環境課)	地産地消、食器用洗剤の利用を最低限にする等の環境意識を高める料理教室を開催	親子受講者 32人
2	地産地消推進 (農業水産課)	①河方ふれあい体験農園野菜もぎとり体験 ②碧南産さつま芋購入助成 ③地元農産物を使った体験教室 ④地元農産物を使った料理教室等	幼稚園・保育園 保育園 小学校 団体
3	減農薬資材普及推進 (農業水産課)	フェロモントラップなどの減農薬資材の普及を推進	薬剤購入補助 2団体
4	環境保全型農業の産地形成 (農業水産課)	県やJAと連携して、エコファーマーなど環境保全型農業を推進	継続実施



体験農園野菜もぎとり体験



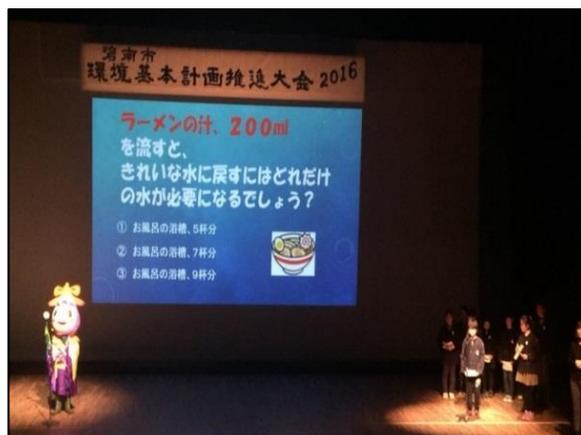
親子エコクッキング教室

(6) その他、ひとづくりに関する活動

No.	事業名	事業内容	実績
1	環境保全ポスター募集 (環境課)	市内中学生を対象に環境保全ポスターを募集し、環境について考える機会をつくる	応募数 144点
2	広報へきなんでの啓発 (環境課)	広報へきなんに環境特集として「環境月間」について掲載し市民に広く啓発する	広報6月1日号に環境特集を掲載
3	環境基本計画推進大会 (環境課)	環境基本計画の進捗状況の報告及び市民等の率先的な環境活動の発表	芸術文化ホール 入場者数 154人
4	地域環境保全委員 (市民会議)	愛知県環境基本条例に基づき、地域の環境把握や環境意識の推進をする委員の選出	担当地区を分けて 2名を選出
5	すいぞくかん環境掲示板 (水族館)	小学校の環境学習の成果やサマースクール生き物調査隊の結果を公表	水族館内で3月頃に展示



中学生環境保全ポスター（市長賞）



環境基本計画推進大会

4 循環

(1) 生ごみ活用循環プロジェクト

生ごみを資源としてとらえ、堆肥化を推進することにより、可燃ごみの減量を図る。

No.	事業名	事業内容	実績
1	保育園生ごみ処理実績 （環境課）	保育園5園に導入した生ごみ処理機による生ごみの処理	処理量 5,619.6kg
2	生ごみ処理機・コンポスト購入補助 （環境課）	家庭用生ごみ処理機及び生ごみ堆肥化容器の購入費の一部補助	生ごみ処理機 33台 コンポスト 19台
3	生ごみ処理キット無料配布 （市民会議）	市内催し物にて発泡スチロールで作製した生ごみ処理キットを配布	配布数 20基

(2) 再生可能エネルギー（太陽光等）利活用推進プロジェクト

太陽光等の自然エネルギーの利活用を推進することでCO₂排出量の削減に寄与する。

No.	事業名	事業内容	実績
1	公共施設太陽光発電屋根貸し事業 （資産活用課）	公共施設の屋根や屋上を太陽光発電設置場所として提供することで導入を推進	設置施設 13箇所
2	スマートハウス設備設置費補助 （環境課）	住宅用の太陽光発電設備、燃料電池、リチウムイオン蓄電池、次世代自動車充電設備、エネルギー管理システム（HEMS）を設置する費用の補助	太陽光発電 128件 燃料電池 5件 蓄電池 31件 充電設備 0件 HEMS 25件
3	公共施設への自然エネルギー導入推進 （建築課）	公共施設に自然エネルギー（太陽光発電）の利活用を推進	設置施設 12箇所 （うち新設0箇所）

(3) 天の恵み 雨水利用プロジェクト

水資源の有効活用と水不足の緩和のために、雨水の利用を促進する。

No.	事業名	事業内容	実績
1	市役所本庁舎での雨水利用 (資産活用課)	市役所本庁舎にて雨水を貯留し洗車や花壇の水やりやトイレ等で再利用	設置施設 1箇所
2	公共施設における中水利用の推進 (建築課)	公共施設に中水(雨水)の利用を推進	設置施設 14箇所 (うち新設1箇所 【鷺塚公民館】)
3	浄化槽転用貯留槽設置の補助 (下水道課)	下水道により不用となる浄化槽を雨水貯留施設に転用することの一部補助	補助件数 1件
4	雨水貯留槽設置補助 (下水道課)	雨水貯留層を設置することの補助	補助件数 4件
5	打ち水大作戦 (市民会議)	市庁舎で溜めた雨水を利用し、体感温度の低下及びもったいない意識を啓発するため市民を交えて打ち水を実施	元気ッスへきなん 1回

(4) その他、循環に関する活動

No.	事業名	事業内容	実績
1	農業用使用済プラスチック等の適正処理 (農業水産課)	J A・農家と連携した使用済プラスチックやビニールの適正処理	廃ビニール 5.8t 廃ポリ 39.5t 廃マルチ 72.8t
2	再資源化製品の公共事業への率先利用促進 (土木課)	再資源化製品の公共事業への率先利用を促進	継続実施
3	建築廃材の分別・再資源化推進 (建築課)	建設廃棄物について分別の徹底、再資源化の促進と啓発	継続実施
4	節水啓発 (水道課)	節水に関する情報のホームページ掲載	常時掲載



公共施設太陽光発電設備 (市役所)



元気ッス！へきなん 打ち水大作戦

※事業名の欄の中でカッコ内は担当部局を表します。「市民会議」とあるのは、「へきなん市民環境会議」が担当した事業です。

第5 生活排水対策推進計画

炊事、洗濯、入浴等、人の生活に伴い公共用水域に排出される水を生活排水と呼び、油ヶ淵の汚染要因の大部分は生活排水とされています。

本市は、水質汚濁防止法により平成3年3月に油ヶ淵周辺地域を生活排水対策重点地域に指定されたことを受け、平成4年3月に碧南市生活排水対策推進計画を策定、現在は平成29年3月に改訂した第4期の計画に基づき生活排水対策を推進しています。



平成5年には県と油ヶ淵周辺4市が油ヶ淵水質浄化促進協議会を設立し、油ヶ淵の水質浄化を目指した水環境改善緊急行動計画（通称、清流ルネッサンス21）を策定して生活排水対策を行ってきました。目標年度の平成32年度には目標水質COD 6 mg/lを達成するため、第3期計画の清流ルネッサンスⅡに取り組んでいます。

生活排水対策は、市民一人ひとりの身近なところからの取り組みを進めていくことが肝要です。今後も事業の結果をふまえ、市民の協力を得ながら生活排水対策を推進していきます。

1 生活排水対策推進計画の目標

本計画の目標年度は平成38年度とし、目標年度までに汚水整備人口普及率98%を目指します。また、計画の理念を実現するため、以下の4つの目標を掲げました。

- (1) きれいな水を子どもたちに残そう（生活排水処理施設等の整備）
- (2) ふれあいと親しみのある魅力あふれる水辺をつくろう（水辺空間等の整備）
- (3) 水を育む活動をみんなで広げよう（生活排水対策に係る広報啓発等）
- (4) 流域全体でつながりあって取り組もう（流域全体の生活排水対策の推進）

2 生活排水対策推進計画の進捗状況

項 目		策定時現況 (平成27年度)	見込み実績 (平成28年度末)	計画目標 (平成38年度)
市全域	汚水整備人口普及率	80.6%	85.8%	概ね98.0%
	下水道 整備人口	52,079人	53,184人	68,560人
	浄化槽 整備人口	5,809人	8,403人	240人
油ヶ淵 流域	汚水整備人口普及率	90.4%	87.0%	概ね98.0%
	下水道 整備人口	12,191人	12,224人	13,820人
	浄化槽 整備人口	874人	372人	60人

第6 地球温暖化対策実行計画（区域施策）

近年、産業活動が活発になり、二酸化炭素、メタン、フロン類などの温室効果ガスが大量に排出されて大気中の濃度が高まったことにより、地球温暖化が徐々に進行しています。

本市では、平成23年3月に策定した本計画を推進してまいりましたが、こうした社会情勢の変化と新たな視点を踏まえ、平成29年3月に計画の改定を行いました。この内容に基づき、新たな地球温暖化対策に取り組んでまいります。



1 温室効果ガス排出量の削減目標

本計画では、温室効果ガス排出量の削減目標を国の目標に準じて定めています。

区 分	目標年度	温室効果ガス排出量削減目標
短期目標	平成32年度	基準年度（平成20年度）比15%削減
中期目標	平成42年度	基準年度（平成20年度）比29%削減

2 温室効果ガス排出量の現況と推移

(1) 温室効果ガス排出量の現況

本市における温室効果ガスの排出量は、平成27年度では1,276千t-CO₂となり、地球温暖化対策実行計画の基準年度である平成20年度の排出量1,329千t-CO₂と比較しますと、53千t-CO₂（4.0%）減っています。

また温室効果ガス排出量を部門別にみますと、平成27年度では産業部門の二酸化炭素が67.1%となっており、排出量の大半を占めています。

（単位：千t-CO₂）

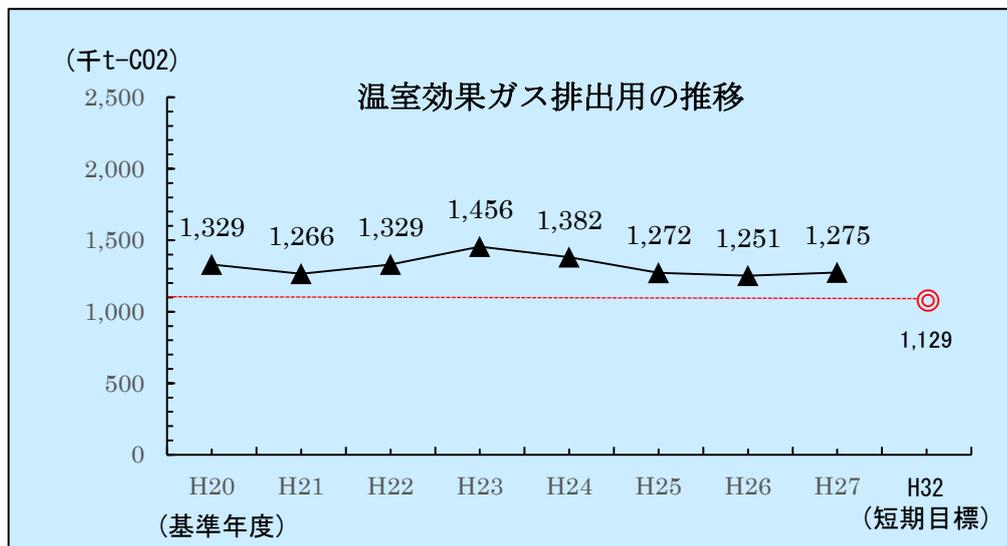
部門\年度		平成20年度 (基準年度)	平成26年度	平成27年度		基準年度 比増減
				排出量	構成比	
二酸化炭素 (CO ₂)	産業部門	864	803	857	67.1%	0.8%減
	民生家庭部門	115	114	96	7.5%	16.5%減
	民生業務部門	121	158	149	11.7%	23.1%増
	運輸部門	209	158	152	11.9%	27.3%減
	廃棄物部門	16	14	18	1.4%	12.5%増
メタン(CH ₄)		2	2	2	0.2%	増減なし
一酸化二窒素(N ₂ O)		2	2	2	0.2%	増減なし
合 計		1,329	1,251	1,276	100.0%	4.0%減

※メタン及び一酸化二窒素は二酸化炭素に換算

(2) 温室効果ガス排出量の推移

(単位：千 t-CO2)

項目	年度(平成)						
	H20 基準年度	H23	H24	H25	H26	H27	H32 短期目標
排出量	1,329	1,456	1,382	1,272	1,251	1,276	1,129



3 地球温暖化防止に向けた主な取組み

地球温暖化防止のため温室効果ガスの排出量を削減する取り組みとして、下記の5つの施策を基に、それぞれについて事業を実施しました。

施策	実施事業
1 再生可能エネルギーの導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートハウス設備設置費補助 ・公共施設への再生可能エネルギー導入促進
2 省エネルギーの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・7万人の環境宣言 ・公共施設における雨水利用の促進
3 環境負荷の小さいまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーンカーテン事業 ・市内巡回バス「くるくるバス」運営 ・電気自動車充電スタンド管理
4 循環型社会の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・廃食用油回収 ・生ごみ処理機・コンポスト購入費補助 ・分別収集の普及促進
5 環境学習の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境リーダー養成講座 ・エコクッキング教室 ・水族館による観察会 ・打ち水大作戦（元気ッス！へきなん） ・環境基本計画推進大会

4 碧南市スマートハウス設備設置費補助事業

(1) 補助金の目的

この補助金は、再生可能エネルギーの利用を支援し、環境保全に対する意識の高揚、温室効果ガス排出を抑制し、地球温暖化防止に寄与することを目的としています。



(2) 補助金交付の対象となる方

市内に住所を有し、自ら居住する市内の住宅に補助対象設備を設置する方。

(3) 補助対象設備と補助金の額

補助対象設備	補助率	補助金額
住宅用太陽光発電システム	1 kw あたり 4 万円	上限 4 kw
住宅用燃料電池システム	一律	1 0 万円
住宅用リチウムイオン蓄電池システム	一律	1 0 万円
住宅用次世代自動車充電設備	一律	5 万円
住宅用エネルギー管理システム	一律	1 万円

(4) 碧南市スマートハウス設備設置費補助実績

(単位：件)

補助対象設備	年度（平成）				
	H24	H25	H26	H27	H28
住宅用太陽光発電システム	208	209	177	138	128
住宅用燃料電池システム	—	—	—	6	5
住宅用リチウムイオン蓄電池システム	—	—	—	23	31
住宅用次世代自動車充電設備	—	—	—	1	0
住宅用エネルギー管理システム	—	—	—	27	25
補助件数合計	208	209	177	195	189
補助金額合計（千円）	38,541	39,669	27,169	23,843	23,450

※平成27年度から、補助対象設備に住宅用燃料電池等のスマートハウス設備を加えました。

第7 公害防止に関する協定

遠浅で海水浴、沿岸漁業に利用されていた衣ヶ浦は、昭和32年に国の重要港湾に指定され、埋め立てられ臨海工業地帯となりました。本市側では2、4、6、8号地として造成整備され、工業専用地域として機械金属加工、自動車関連、鋳造等の企業が立地、稼働しています。

本市では、臨海工業地帯に進出する企業に対し、公害の未然防止のため地域の自然的、社会的条件や事業活動の実態に即し、県民の生活環境の保全等に関する条例、碧南市公害防止指導基準に基づいて、「公害防止に関する協定」（以下「公害防止協定」という。）を締結し、生活環境の保全に努めています。

公害防止協定締結事業所には、大気、水質、騒音等の測定及び結果の報告を義務付けております。本市が実施した立ち入り調査及び各事業所の測定報告によると、ほぼ良好な状況でした。今後も臨海に進出する企業と公害防止協定を締結し、環境の保全と公害の未然防止に努めます。

1 業種別・臨海号地別公害防止協定締結状況 平成29年3月31日現在

業 種	2号地	4号地	6号地	8号地	合 計
建設業	1	2	4	1	8
総合工事業	1	1	4	1	7
その他		1			1
製造業	4	27	36	18	85
食料品製造業		3			3
プラスチック製品製造業	1	1	2	1	5
窯業・土石製品製造業	1	3	4	4	12
鉄鋼業		4	8	1	13
非鉄金属製造業		1	5		6
金属製品製造業	1	5	1	2	9
はん用機械器具製造業			2	1	3
生産用機械器具製造業		4	5	1	10
輸送機械器具製造業	1	4	5	3	13
その他		2	4	5	11
運輸業・郵便業		6	5	3	13
道路貨物運送業		4	5	3	11
運輸に付帯するサービス業		2			2
卸売・小売業、飲食店	1	7	4	5	17
飲食良品卸売業		3			3
建築材料、鉱物、金属材料卸売業	1	3	3	4	11
その他		1	1	1	3
サービス業（他に分類されないもの）	1	4	2		7
廃棄物処理業	1	1	2		4
その他		3			3
その他	※ 1	3			4
合 計	8	49	51	27	135

<注> 業種は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）（平成26年4月1日施行）に基づく。

※ 2号地地先の（一財）衣浦港ポートアイランド

第 8 碧南市環境審議会

1 設置目的等

環境基本法第 4 4 条及び碧南市環境基本条例第 2 1 条に基づき、当審議会を設置し、環境の保全に関する事項について調査及び審議します。

2 平成 2 8 年度の会議開催状況

(1) 第 1 回 平成 2 8 年 1 1 月 1 4 日 (月) 午後 1 時 3 0 分から

ア 議題

- (ア) 平成 2 7 年度における環境の状況について
- (イ) 平成 2 7 年度第 2 次碧南市環境基本計画の進捗状況について
- (ウ) 碧南市地球温暖化対策実行計画 (区域施策) の改定について

(2) 第 2 回 平成 2 9 年 3 月 1 3 日 (月) 午後 1 時 3 0 分から

ア 議題

- (ア) 碧南市地球温暖化対策実行計画 (区域施策) 案について

3 碧南市環境審議会委員

平成 2 8 年度の碧南市環境審議会委員一覧は以下のとおり。

No.	役 職 名	氏 名
1	会 長 碧南商工会議所 会頭	鈴木 並生
2	副会長 碧南市医師会 会長	加藤 丈博
3	委 員 碧南商工会議所 窯業部会 部会長	樫山 朋久
4	〃 碧南商工会議所 機械金属部会 部会長	林 俊行
5	〃 碧南市鉄工会 会長	鶴田 光久
6	〃 碧南市鋳物工業協同組合 理事長	黒田 昌司
7	〃 碧南歯科医師会 会長	伊藤 正幸
8	〃 碧南市薬剤師会 会長	奥村 晋平
9	〃 碧南市農業委員会 会長	小澤 隆
1 0	〃 大浜漁業協同組合 代表理事組合長	石川 武範
1 1	〃 連合愛知三河西地域協議会 幹事	岡部 忠
1 2	〃 碧南市連絡委員 幹事	杉浦 勝美
1 3	〃 碧南市女性団体連絡協議会 会長	永坂 幸子
1 4	〃 へきなん市民環境会議 会長	竹原 幸子
1 5	〃 愛知県西三河県民事務所 環境保全課長	木下 丈己
1 6	〃 愛知県立碧南工業高等学校 校長	富田 孝行
1 7	〃 有識者	岩田 忠造
1 8	〃 有識者	河隈 孝之
1 9	〃 碧南市 副市長	松井 高善

第9 資料

1 環境基準

環境基本法第16条第1項では「政府は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準を定めるものとする。」としている。

(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準	評価方法
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(S48.5.16 環境庁告示)	年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(S53.7.11 環境庁告示)	年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、0.06ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。(S48.5.8 環境庁告示)	年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。
ダイオキシン類	年間平均値が0.06pg-TEQ/m ³ 以下であること。(H11.12.27 環境庁告示)	同一地点における1年間のすべての検体の測定値の算術平均値により評価する。

(2) 水質汚濁に係る環境基準

ア 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.01mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下
ヒ素	0.01mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
チウラム	0.006mg/ℓ以下
シマジン	0.003mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
セレン	0.01mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
ふつ素	0.8mg/ℓ以下
ほう素	1mg/ℓ以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準については最高値とする。
- 2 「検出されないこと。」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準は適用しない。

イ 生活環境の保全に関する環境基準

(ア) 河川

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN /100ℓ以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN /100ℓ以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000MPN /100ℓ以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこ と。	2mg/ℓ 以上	—

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/ℓ 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

(イ) 湖沼

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	1mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN /100ml以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN /100ml以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	15mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/ℓ 以上	—
備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。						

(ウ) 海域

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及び B以下の欄に掲げ るもの	7.8以上 8.3以下	2mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN /100ml以下	検出されな いこと。
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げ るもの	7.8以上 8.3以下	3mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—	検出されな いこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—	—
備考 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖利水点については、大腸菌群数 70MPN/100ml以下とする。						

(3) 騒音に係る環境基準

環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型		基準値	
類型	該当地域	昼間 AM6:00-PM10:00	夜間 PM10:00-AM6:00
AA	該当なし	50デシベル以下	40デシベル以下
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	55デシベル以下	45デシベル以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域		
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60デシベル以下	50デシベル以下

ただし、次表に該当する地域については、次表の基準値のとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
幹線交通を担う道路に近接する空間 (該当する場合、他に該当してもこの基準を優先する。)	70デシベル以下	65デシベル以下

(4) 土壤に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機リン	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。
ひ素	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壤1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る）において、土壤1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1ℓにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1ℓにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1ℓにつき1mg以下であること。
備考	<p>1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては別に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壤が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1ℓにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1ℓにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。</p> <p>3 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4 有機リンとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。</p>

2 用語解説

ア

- アルキル水銀

有機水銀の一種で、この中に含まれるメチル水銀やエチル水銀は人間の神経を侵し、「水俣病」の原因物質とされています。アルキル水銀の中毒症状は、知覚、聴力、言語障害、視野の狭窄、手足の麻痺など中枢神経障害を起こし死亡する場合があります。

- 一酸化二窒素（N₂O）

一酸化二窒素は温室効果ガスの一種であり、医療において麻酔等に用いられる。

- 一般廃棄物

人の日常生活から排出されるごみやし尿を指します。一般廃棄物のうち、家庭系のものは市町村が処理を行い、事業系のものは事業者の責任で処理するのが原則です。

- 上乗せ基準

人の健康を保護し生活環境を保全する上で、自然的社会的条件から判断して、法の基準では十分でない認められる場合に、都道府県が条例でより厳しい基準を定めるものです。愛知県では、大気汚染及び水質汚濁に上乗せ基準を設定しています。

- MPN（最確数）

大腸菌群数を測定する際に用いられる手法です。測定したい水を培養皿に取り大腸菌を培養し、そのコロニーを数えることで測定します。基準が50MPN/100ml以下の場合、水100mlを培養し、大腸菌のコロニーが50個以下である、という意味です。

カ

- カドミウム（Cd）

亜鉛の生産に伴って産出される重金属で、主な発生源はメッキ工場、塩化ビニール工場等です。大量のカドミウムが長期間わたり体内に入ると慢性中毒となり、肺障害、腎臓障害等を起こします。イタイイタイ病はカドミウムの慢性中毒といわれています。

- 環境基準

行政上の目標であり公害行政を進めていく上での指針となります。環境基準を越えたからといって直ちに健康に悪影響が出るというわけではなく、また、規制基準とは異なり、罰則がかけられたり、改善勧告・命令が出されたりすることはありません。

- 揮発性有機化合物（VOC）

気体で排出される有機化合物のうち、光化学オキシダント（O_x）及び浮遊粒子状物質（SPM）の生成の原因とされるものを指します。

- 公害

環境基本法で、「環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう」と定義されています。

サ

- ・酸性雨

雨水には大気中の二酸化炭素が溶け込んでおり、清浄な雨水でもpHは5.6程度であるため、pHが5.6より低い雨を酸性雨といいます。酸性雨の主な原因は、工場や自動車等から排出される硫黄酸化物や窒素酸化物と言われています。

- ・COD（化学的酸素要求量）

BODと同じように、有機物による水の汚濁の程度を示す指標です。値が大きいほど汚濁が進んでいることを意味します。微生物により酸化分解される有機物とそうではないものの区別ができないため、BODとは異なった値を示します。

- ・自動車排出ガス測定局

自動車排出ガスによる大気汚染を常時監視するための測定局です。自動車排出ガスの影響が効率的に監視できるよう、道路や交通量の状況を勘案して配置されています。

- ・全シアン

シアン化合物のことをいい、シアン化水素、シアン化カリウム、その他金属化合物があります。これらは体内に入ると呼吸困難を起こし、人が数秒で死ぬほどの猛毒です。鉱山やメッキ工場などの廃液に含まれています。

タ

- ・TEQ（毒性等価換算濃度）

ダイオキシン類の毒性濃度の単位です。ダイオキシン類は異性体によって毒性が異なるため、最も毒性の強い異性体2,3,7,8-TCDDの毒性を1と換算して評価します。

- ・等価騒音レベル

ある時間内で観測された測定値のパワー平均値のことです。主観的な騒音の大きさと対応がよく、環境騒音を測定する際に用いられます。

ナ

- ・75%水質値

年間の日間平均値を小さいものから順に100個並べた場合、75番目にくるデータのことをいいます。河川のBODや海域のCODが環境基準を達成しているかどうかを判断する場合に使います。

- ・n-ヘキサン抽出物質

油脂、ワックスなどノルマルヘキサンにより抽出される物質の総称で、油分のことです。鉱油、動植物油等の量を示す指標として使われています。石油系油分による異臭魚の発生、海苔漁業の被害等があります。

ハ

- ・ ひ素

硫化鉄鉱等の金属硫化鉱物に伴って産出される半金属で、銅や鉛等の精練の際に副産物としても産出されます。ひ素はすべて猛毒であり、吸収されると骨や内臓に沈積して排出されにくく、嘔吐、皮膚の褐黒色化、乾燥性発疹等の症状を示します。

- ・ P C B (ポリ塩化ビフェニール)

有機塩素系の非常に安定な化合物で、熱に強く、酸やアルカリに侵されず、絶縁性に優れ水に溶けないという性質を持っており、電機製品の絶縁体、ペンキ、インク、プラスチック加工用とあらゆる分野に使われていました。

- ・ p H

溶液中の水素イオン濃度を示す尺度で、酸性、アルカリ性の度合を示します。0～14で表し、7が中性、数値が大きくなるほどアルカリ性が強くなります。

- ・ p p m (parts per million)

100万分中のいくつであるかを示す分率。ごく微量の物質を表すのに使われます。例えば、1m³の大気中に1cm³の大気汚染物質が含まれる状態を1 p p mと表します。

- ・ B O D (生物化学的酸素要求量)

有機物による水の汚濁の程度を示す指標で、水中の汚濁物質が微生物により酸化分解される過程で消費される酸素量のこと、単位はmg/Lで表します。BODが高いと、水に溶けている酸素を微生物が多量に消費し、魚介類に被害を及ぼします。

- ・ 富栄養化

窒素、リン等の栄養物質の含有量が少なく、生物生産性が低い湖沼が長い年月の間に栄養物質の豊富な湖沼へと次第に変遷していく現象のことをいいます。人間活動により大量の栄養物質が流入するようになると、急激に進行します。

ヤ

- ・ 有機リン

有機リン化合物は、毒性の強いものが多く、殺虫剤として使用されています。有機リン系殺虫剤の中には、人間にも有害で、身体についたり吸入したりすると頭痛が起きたり、手足がしびれたり、ひどいときには死に至るものもあっていわれています。

- ・ 要請限度

騒音規制法及び振動規制法では、自動車騒音又は道路交通振動が一定の限度を越えている場合、市町村長は道路管理者に対し道路交通騒音振動防止のため道路の舗装、修繕等の措置をとるべきことを要請するものとしています。

ラ

- ・ 六価クロム (C r ⁶⁺)

クロムは、耐蝕性、耐熱性に富む重金属で、メッキ等の原料として用いられます。六価クロム化合物は激しい刺激性を持ち、浮腫や潰瘍を生じガンの原因にもなります。



平成29年度版（平成28年度）
環境の状況に関する報告書
碧南市役所
碧南市松本町28番地
TEL 0566-41-3311
発行 平成29年10月
編集 経済環境部環境課